

## 5月企画運営委員会次第

日 時 平成 22 年 5 月 19 日(水)14:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

### 1 理事長挨拶

### 2 議事録署名人の選任について

### 3 議題

- (1) 全国保育協議会協議員総会の結果について
- (2) 専門部の配属について
- (3) 50周年記念大会各委員会への配属及び今後の活動について
- (4) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
- (5) 保育園利用者相談室について
- (6) 平成 22 年度定時総会における質問に対する対応について
- (7) 神奈川県保育会会員名簿について
- (8) その他

### 4 報告事項

- (1) 全保協情報  
全保協ニュース No10-03、号外、04
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他
  - ・ 平成 22 年度版食育取組事例集の作成について
  - ・ 交通死亡事故増加に伴う防止対策の推進について
  - ・ 平成 22 年度開催教育課程等の案内について

※次回企画運営委員会開催予定

平成 22 年 6 月 16 日(水)14:30～

県社会福祉会館 2階 第1会議室

## 「子ども・子育て新システムの基本的方向」への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸  
全国保育士会  
会長 御園 愛子

全国保育協議会と全国保育士会(以下「本会」という)は、「子ども・子育て新システム検討会議」が4月27日に公表した「子ども・子育て新システムの基本的方向」(以下「基本的方向」)に対して次のように意見を表します。

- 「基本的方向」は、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に、「すべての子どもへの良質な成育環境の保障」「出産・子育て・就労の希望がかなう社会の実現」等を目標としています。本会は、この考え方については基本的に賛成いたします。
- ただし、子どもの育ちを支えている保育現場として、下記の点で懸念を感じています。「子ども・子育て新システム」の構築に向けては、十分に課題を整理し、真に「未来の日本」を担う子どもの最善の利益を保障する制度として確立されるよう要望いたします。

### 記

#### 1. 利用者は「子ども」であることを前提とした制度設計を図ってください。

- 保育は0歳からの子どもの育ちを「養護と教育の一体的提供」をもって支える営みです。保育には「幼児教育」も包含することを前提に検討を図るべきです。
- 「幼保一体給付(仮称)」や「こども園(仮称)」は、その目的や事業内容等が不明確であり、不明確なままで幼保一体化を拙速に進めるべきではありません。
- 「利用者本位のサービスの包括的・一元的提供」では、利用者は「保護者」と「子ども」の両方であることを前提に、とくに自ら要望・意見等を述べることでできない子ども自らが権利を有する主体であるとの認識のもと、国は子どもの育ちに対する理念を明確にした制度設計をする必要があります。
- すべての子どもに対して「質の高い幼児教育・保育を保障」するためには、保育の「質の確保・向上」を担保する仕組みが必要不可欠です。
- また、「保育に欠ける」という文言の見直しについては本会も必要性を主張してきましたが、単に要件を撤廃するのではなく、真に保育を必要としている子どもが利用できないことがないようにするべきです。引き続き、児童福祉施設である保育所が取り組んでいる児童福祉の観点を重視する必要があります。
- 制度設計のイメージ図にある「基礎給付」と「両立支援・幼児教育給付(仮称)」の2階建て構造は、対象も給付内容も不明確です。国民が理解できる説明をするべきです。
- また、保育所を「両立支援・幼児教育給付(仮称)」の対象に含めるのであれば、保育は「養護と教育の一体的提供」であることを前提に、「保育・両立支援給付(仮称)」とするべきです。

- |  |
|--|
| <p>○ 保育所保育は「両立支援」だけでなく、子どもの育ちと保護者の子育てを支援する幅広い営みです。「基本的方向」に示された2階部分の表現は、保育所保育が「両立支援」のみであるとの誤解を与えます。</p> |
|--|

2. 基礎自治体による自由な給付設計は、自治体の財政力による格差を生じさせます。

- ▶ 子どもに保障される保育の質が地域によって格差があってはなりません。国として、子どもたちが育つための質の高い保育を提供することを保障していくことが必要です。
- ▶ 住んでいる地域に関わらず、子どもの育つ環境は国の責務で保障するべきです。

- とくに財政力の弱い自治体においては、国からの財源の裏付けが十分に行われないと、子どもに対する支援が乏しくなることが懸念されます。財政逼迫状況にある地方自治体の基盤整備等について、国が費用保障する仕組みが必要です。
- この10年間の保育制度を見ても、財源が限られたなかで待機児童解消のために量を増やそうとするあまり、定員を超える子どもたちの受入（定員の弾力化運用）を行い、かつ東京等、待機児童を抱える地域では認証保育所等、児童福祉施設最低基準を満たさない施設が増加してきています。
- また、公立保育所にかかる費用の一般財源化は、統廃合・民営化の推進、保育士の非正規化・非常勤化、給食材料費や保育材料費の削減等、様々な悪影響をもたらしています。

3. 子ども・子育て基金（仮称）の創設による負担金・補助金の包括的な交付だけでは、現在の待機児童問題は解消されません。

- ▶ 現在、保育所や幼稚園、放課後児童クラブに充当している財源を「一元化」するだけでは、待機児童解消や潜在的ニーズに応じた保育所・放課後児童クラブ等の基盤整備は実現できません。新システムの具体化に向けては、国として、それに基づく基盤整備と供給に必要とされる財源確保をはかるべきです。

4. すべての子どもを社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業主・個人による費用負担は不可欠です。

- ▶ 「子ども・子育てを社会全体で支援する」ためには、国が「社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）」を早急に確立することが必要不可欠です。

- 財政確保にあたっては、公費（税制改正や事業主拠出金の拠出割合の増加等）の仕組みを見直すべきです。
- また一方で、平均で4割程度を負担している利用者負担については、経済的な基盤が弱い世代層であり、また年金等、世代間扶養を担っている世代でもあることから、1割程度に軽減する等、利用者負担のあり方について再考する必要があります。
- 「イコールフットイングによる多様な事業者の参入促進」にあたっては、質の担保・向上を図り、そのことを評価することができる仕組みとすることが必要です。保育は対人サービスであり、運営費の約7割が保育士等の人件費です。保育事業者に、保育士等の雇用実態（有資格者の人数、保育士・主任保育士の配置人数や処遇）を公表することを課すことが必要です。
- 質の確保された保育サービスを拡充していくためには、事業者の属性（特性・規制）などに基づき事業者の運営の条件・制限を明確にする必要があります。また、公費を投入することから、事業者の解散時の財産の取扱い等を具体化することが必要です。
- また、子どものために支弁されている費用を、株式配当にあてることは、社会的な理解を得られないことであり、認めるべきではありません。

5. 「子ども家庭省（仮称）」の創設は、拙速に判断するべきではありません。

- ▶ 子どもの育ちを支えるためには、0歳から18歳までの連続した育ちの保障を考えていくべきです。新システム実施体制の一元化のために、「子ども家庭省（仮称）」の創設を考える際には、0歳から18歳までの子どもの育ちを国としていかに保障するのかという理念をもって検討するべきです。

- 社会的養護を必要とする子どもや障害のある子どもへの育ちの保障もあわせて考えることが必要不可欠です。
- さらに、保育サービスの質的・量的拡充を進める一方で、働き方の見直しを社会全体で推進していくことが必要です。ワークライフバランスの推進と子育てサービスの拡充は車の両輪であるとして、ともに考えていくことが大切です。

平成 22 年 5 月 14 日

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令(案)」等に関する意見募集への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸  
全国保育士会  
会長 御園 愛子

全国 2 万 1 千の認可保育所が加入する全国保育協議会と、全国 18 万 5 千人の保育士を会員とする全国保育士会は、このたび示された「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令案」の意見募集について、下記のように意見を表明する。

1. 給食の外部搬入方式の容認については、本会としては反対である。
  - (1)一人ひとりの子どもの発達過程やその日の体調、生活リズムに応じた食事の提供が困難になる。
  - (2)命にかかわるアレルギーのある子どもへのきめ細やかな対応が難しくなる。
  - (3)保護者や地域の子育て家庭に対する子育て支援活動が難しくなる。
  - (4)国が施策として食育を進めてきたことに矛盾する。
  
2. やむをえず省令を改正し、給食の外部搬入方式を進めるにあたっては、下記の条件を課すようにされたい。
  - (1)調理室の必置義務は遵守すること。

子どもに対し適温給食を提供し、その日その日の子どもの状況に応じて、さらに刻む等の調理が可能となるよう、外部搬入方式であっても、調理室は必置とすること。
  - (2)施設の主体的責任(献立の計画→食事→残菜チェック→評価(嗜好調査)→改善など)を明確にし、保育所が衛生面、栄養面等業務上必要な管理を行うことができる体制をはかること。なお外部搬入方式にあっても、献立等に対して栄養の指導を行うことができるよう、栄養士による必要な配慮を行なうことができるようにすること。
  - (3)一人ひとりの子どもの発達過程やその日の体調、生活リズムに応じた食事の提供を行うことができるよう、対応を図ること。また、子どもの生活リズムにあわせて適温の給食を提供するためには、調理員等の配置がないと、配置基準上の保育士だけで対応す

- ることは困難であるため、外部搬入方式であっても調理員等の配置を図ること。
- (4)アレルギーのある子ども等への食事の提供はアレルギーを生じる食物を除去するだけでなく、子どもが疎外感を感じないように栄養素を補いつつ見た目も同じように配慮した代替食として提供するように指導すること。
  - (5)保育所ではこれまで昼食に加え、おやつを「補食」として提供しているが、外部搬入方式を導入するにあたっては、昼食だけでなく、一日の子どもの食事に関して総合的に「食事摂取基準」にもとづき提供できるよう、食事の提供をするよう配慮すること。
  - (6)外部搬入にすることによって、子どもに対する食材費等を低下させることのないよう配慮すること。公立保育所の一般財源化の影響の一つとして、食材費の削減が行われている。子どもに対して提供する食事に、自治体の財政力や搬入業者によって格差が生じないようにすること。
  - (7)保育所が開所している期間は、搬入業者の都合で食事の提供が行われない時期が生じないようにすること(とくにお盆休みおよび年末年始にあっても、保育所が開所しているのであれば、通常と同様に食事を提供できるようにすること)。
  - (8)外部搬入をする保育所については、市町村行政が定期的に食事の内容や提供方法について確認するようにすること。

## 厚生労働省資料

(全保協協議員総会／平成22年5月14日)

平成22年4月27日

子ども・子育て新システム検討会議

### 子ども・子育て新システムの基本的方向

#### 【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

#### 【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援(国)
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

#### 【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

## 新システムにより実現されるもの (内容参照)

### ○ 幼保一体化による幼児教育・保育の一体的提供

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設
- ・ 幼稚園・保育所の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化
- ・ 新システムの下で幼児教育・保育を一体化した「幼保一体給付（仮称）」を創設

### ○ 仕事と生活の両立支援と子どものための多様なサービスの提供

- ・ 妊娠～育児休業～保育～放課後対策の切れ目のないサービスを保障
  - 育児休業の給付と保育を一元的に制度から保障し、育児休業明けの円滑な保育サービス利用を保障
  - 多様な働き方、ニーズに応じ、多様なサービスを独立した給付類型として創設（※）
  - 「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑に移行できるよう、放課後対策の抜本的拡充、小四以降も放課後対策が必要な子どもに、サービスを提供

※ 多様な給付メニュー：家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービスなど

### ○ 待機児童の解消（集中的整備や多様な提供主体の参入等）

- ・ 保育所を始めとして、多様な給付メニューを集中的に整備（子ども・子育てビジョンの目標達成）
- ・ 非正規労働者、自営業者、求職者にも両立支援としての給付を確実に保障し、利用者が選択できる給付を保障
  - 親の就労状況に応じた公的保育サービスの保障
  - 市町村の関与の下、利用者と事業者の公的保育契約
  - 一定の利用者負担の下、利用者に対し、必要な費用を保障
  - 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化
- ・ イコールフッティングによる多様な事業者の参入促進
  - 給付類型ごとに客観的基準を設定し、当該基準を満たせば多様な事業主体の参入を可能とする指定制度の導入
  - 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
- ・ 施設型保育だけでなく、地域におけるNPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援の拡充

## 5つの視点からの制度改革

### 【子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築】

- ・ 事業ごとに制度設計や財源構成が様々に分かれている子ども・子育て支援対策を、新しい制度（システム）の下に再編成。
- これにより、制度・財源・給付の一元化を実現し、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現

### ○ 利用者本位のサービスの包括的・一元的提供

- ・ 現金給付・現物給付の市町村の裁量による一体的提供
- ・ 幼保一体化の実現（幼保一体給付（仮称）の創設）
- ・ 基礎給付と両立支援・幼児教育給付の2階建ての給付設計により、親の就労状況に応じた多様な給付を保障

基礎給付（仮称）：子ども手当、一時預かりや地域子育て支援等、すべての子どもの育ちを支援する給付（1階）

両立支援・幼児教育給付（仮称）

：幼保一体給付（仮称）や育児休業給付等、仕事と子育ての両立支援と、幼児教育を保障する給付（2階）

### ○ 基礎自治体による自由な給付設計

- ・ 子ども子育て支援に関する権限と財源は原則市町村（基礎自治体）へ
- ・ 新システムの下で、現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、市町村が自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計できることを保障

### ○ 子ども・子育て基金(仮称)/特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付

- ・ 市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、新システムに関するすべての子ども子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を子ども・子育て基金(仮称)/特別会計に一本化し、そこから市町村に対し包括的に交付
- 地方の財源とあわせて、市町村が地域の実情に応じ、主体的に決定できる給付を実施

### ○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業主・個人がそれぞれ費用を負担

### ○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 子ども家庭省（仮称）の創設

### ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 地域主権戦略会議や国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を反映



# 「子ども・子育て新システム検討会議」について

## 1. 趣旨

(平成22年1月29日 少子化社会対策会議決定)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

## 2. 構成員

(共同議長)

内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

(構成員)

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

その他、必要に応じて議長が指名する者

## 3. 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置。

(構成員)

会議の構成員たる府省の

副大臣又は政務官

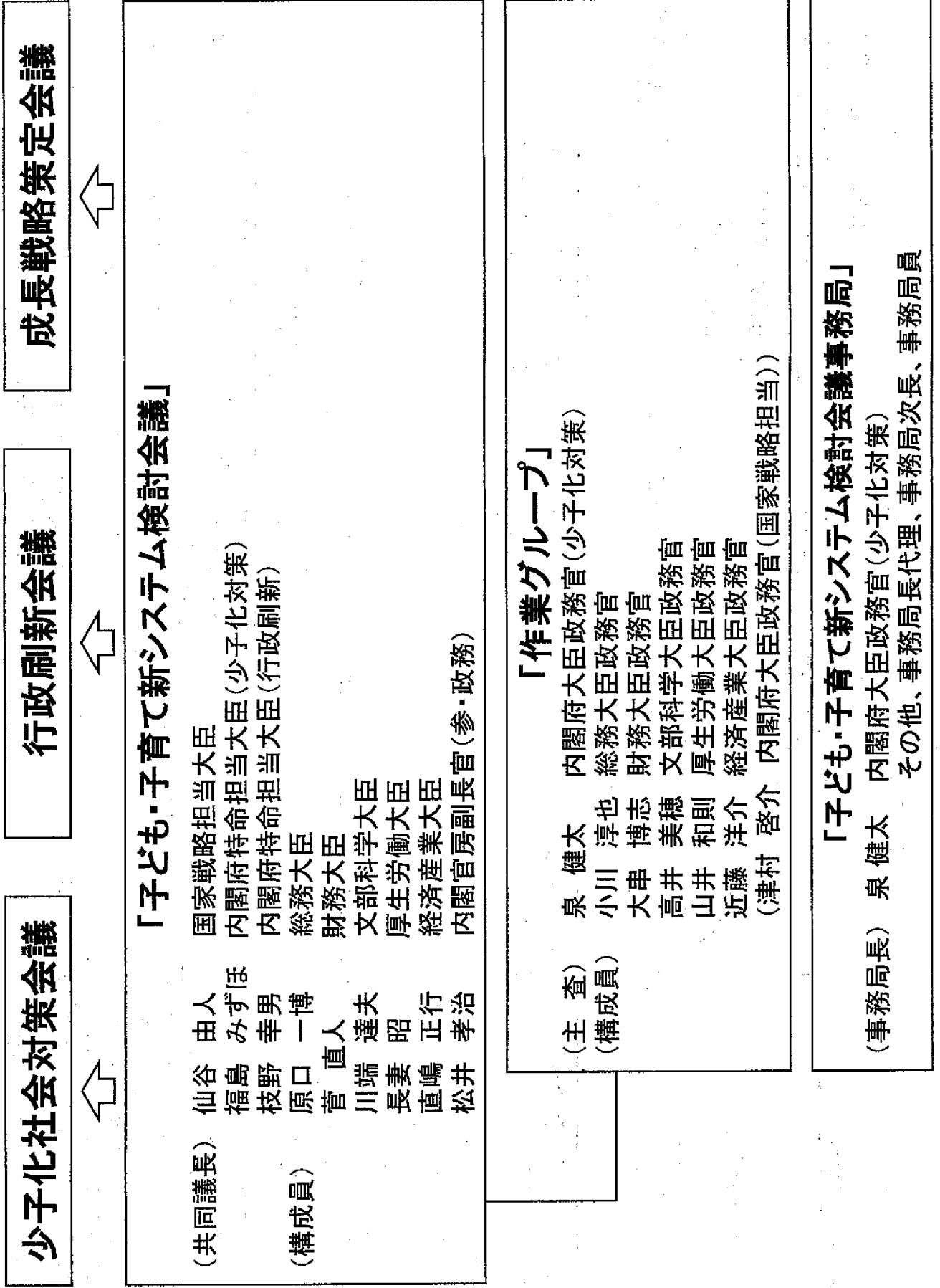
必要に応じて議長が指名する者

## 4. スケジュール

平成22年6月5日(水)に第1回(第1回)子ども・子育て新システム検討会議を開催する。

5. 庶務 会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図



少子化社会対策会議

行政刷新会議

成長戦略策定会議

**「子ども・子育て新システム検討会議」**

(共同議長)	仙谷 由人	国家戦略担当大臣
	福島 みずほ	内閣府特命担当大臣(少子化対策)
	枝野 幸男	内閣府特命担当大臣(行政刷新)
(構成員)	原口 一博	総務大臣
	菅 直人	財務大臣
	川端 達夫	文部科学大臣
	長妻 昭	厚生労働大臣
	直嶋 正行	経済産業大臣
	松井 孝治	内閣官房副長官(参・政務)

**「作業グループ」**

(主査)	泉 健太	内閣府大臣政務官(少子化対策)
(構成員)	小川 淳也	総務大臣政務官
	大串 博志	財務大臣政務官
	高井 美穂	文部科学大臣政務官
	山井 和則	厚生労働大臣政務官
	近藤 洋介	経済産業大臣政務官
	(津村 啓介	内閣府大臣政務官(国家戦略担当))

**「子ども・子育て新システム検討会議事務局」**

(事務局長)	泉 健太	内閣府大臣政務官(少子化対策)
		その他、事務局次長、事務局員

# 「子ども子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》



社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》

子どもと子育てを応援する社会

●子どもが主人公(チャイルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

## 基本的考え方

### 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にす
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

### 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事を総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能な活力ある経済社会が実現する

## 3つの大切な姿勢

○生命(いのち)と育ちを大切にす

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

## 目指すべき社会への政策4本柱と1,2の主要施策

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を  
・子ども手当の創設  
・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように  
・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を  
・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組み環境整備

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように  
・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担  
・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)  
・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように  
・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余剰教室の活用等)  
・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討  
・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)  
・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように  
・小児医療の体制の確保

- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように  
・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように  
・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化  
・児童虐待の防止、家庭の保護の推進(ファミリーホームの拡充等)

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように  
・乳児の全戸訪問等(こにちは赤ちゃん事業等)  
・地域子育て支援拠点の設置促進  
・ファミリー・サポート・センターの普及促進  
・商店街の空き店舗や学校の余剰教室・幼稚園の活用  
・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように  
・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進  
・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)  
・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを  
・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進  
・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進  
・テレワークの推進  
・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育児ブラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を  
・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着  
・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進  
・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進  
・入札手続等における対応の検討

# 主な数値目標等

## 安心できる妊娠と出産

○NICU（新生児集中治療管理室）病床数（出生1万人当たり）

○不妊専門相談センター

〔現状〕

21.2床 ⇒ 25～30床

55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

〔H26目標値〕

## 障害的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消

○平日昼間の保育サービス（認可保育所等）  
（3歳未満児の保育サービス利用率）

○延長等の保育サービス

○病児・病後児保育（延べ日数）

○認定こども園

○放課後児童クラブ

〔現状〕

215万人（75万人（24%）） ⇒ 241万人（102万人（35%））

79万人 ⇒ 96万人

31万日 ⇒ 200万日

358か所 ⇒ 2000か所以上（H24）

81万人 ⇒ 111万人

〔H26目標値〕

## 社会的養護の充実

○里親等委託率

○児童養護施設等における小規模グループケア

〔現状〕

10.4% ⇒ 16%

446か所 ⇒ 800か所

〔H26目標値〕

## 地域の子育て力の向上

○地域子育て支援拠点事業

○ファミリー・サポート・センター事業

○一時預かり事業（延べ日数）

○商店街の空き店舗の活用による子育て支援

〔現状〕

7100か所 ⇒ 10000か所  
（市町村単独分含む）

570市町村 ⇒ 950市町村

348万日 ⇒ 3952万日

49か所 ⇒ 100か所

〔H26目標値〕

## 男性の育児参加の促進

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合

○男性の育児休業取得率

○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事  
関連時間（1日当たり）

〔現状〕

10% ⇒ 半減（H29） \* 参考指標

1.23% ⇒ 10%（H29） \* 参考指標

60分 ⇒ 2時間30分（H29） \* 参考指標

〔H26目標値〕

## 子育てしやすい働き方と企業の取組

○第1子出産前後の女性の継続就業率

○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数

〔現状〕

38% ⇒ 55%（H29） \* 参考指標

652企業 ⇒ 2000企業

〔H26目標値〕

(参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障



子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象・・・働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

※利用者(子ども)中心  
※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し等

③ 多様な利用者ニーズへの対応  
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援等

イコールフットリングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し等

サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業者・本人)による費用負担(財源確保)

# 地域主権改革(保育所の基準関係)について

## ○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



## ○ 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

保育所の最低基準は条例で都道府県等(※)が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準
- 居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)
- 保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理)  
などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
2. ○屋外遊戯場の設置
- 必要な用具の備え付け
- 耐火上の基準
- 保育時間
- 保護者との密接な連絡  
などについては、国の基準を参考にすればよい。
3. ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

(※)都道府県、政令指定都市、中核市

→ 地域主権改革推進整備法案(平成22年3月5日閣議決定)を、本通常国会に提出。

# 児童福祉法施行規則等の一部改正について

## I. 趣 旨

保育所保育指針（平成20年厚生労働省令告示第141号）の改定を受け、保育士養成課程の見直しを行うために、保育士試験の筆記試験科目及び指定保育士養成施設の修業科目等の新設・変更を行うもの。

## II. 改正概要

### ① 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正

○保育士養成課程の改正に伴い、保育士試験の筆記試験科目の変更を行う。（第6条の10）

- ・「小児保健」、 「精神保健」 → 「子どもの保健」
- ・「発達心理学」 → 「保育の心理学」
- ・「児童福祉」 → 「児童家庭福祉」
- ・「養護原理」 → 「社会的養護」
- ・「小児栄養」 → 「子どもの食と栄養」

### ② 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）の一部改正

○保育士養成課程の改正に伴い、指定保育士養成施設の修業科目等の新設・変更を行う。（第1条及び第4条関係）

#### (1) 教科目の新設

- ・「保育者論」（講義2単位）  
現行の「保育原理」から保育士の役割と責務、制度的位置づけなどを分割し、「保育者論」を新設。
- ・「保育の心理学Ⅰ」（講義2単位）、「保育の心理学Ⅱ」（演習1単位）  
「教育心理学」と「発達心理学」を統合し「保育の心理学」を新設。
- ・「保育課程論」（講義2単位）  
保育所保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことを踏まえ、「保育課程論」を新設。
- ・「保育相談支援」（演習1科目）  
現行の「社会福祉援助技術」を分割し、「保護者に対する保育指導」を学ぶ「保育相談支援」を新設。

(2) 教科目の名称の変更等

- ・「児童福祉」 → 「児童家庭福祉」
- ・「養護原理」 → 「社会的養護」
- ・「養護内容」 → 「社会的養護内容」
- ・「小児保健」 → 「子どもの保健Ⅰ」、「子どもの保健Ⅱ」
- ・「小児栄養」 → 「子どもの食と栄養」
- ・「家族援助論」 → 「家庭支援論」
- ・「社会福祉援助技術」 → 「相談援助」
- ・「基礎技能」 → 「保育の表現技術」

(3) 単位数の変更

- ・「保育原理」 4単位 → 2単位
- ・「保育者論」 (2単位) を設置するため、単位数を変更。
- ・「障害児保育」 1単位 → 2単位
- ・「保育実習」 5単位 → 6単位

Ⅲ. 施行日

(Ⅱ①について) 平成25年4月1日(予定)

(Ⅱ②について) 平成23年4月1日(予定)



## 保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）〔概要〕

平成22年 3月24日  
保育士養成課程等検討会

保育士養成課程の改正及びそれに伴う保育士試験の見直し等について、保育士養成課程等検討会を昨年11月から本年3月までの間計6回にわたり開催し検討を行ってきた。

これまでの議論を踏まえ、保育所保育指針（以下、「保育指針」という。）の改定を受け、できる限り早期に改正することが必要な保育士養成課程及び保育士試験の改正については、「中間まとめ」として、次のとおり取りまとめを行うこととし、今後の制度改革等の動向を踏まえた保育士養成に係る諸問題については、引き続き検討を行うこととした。

なお、保育指針の改定を受けた保育士養成課程の改正については、平成23年度入学生から、保育士試験については、受験者の負担を考慮し、一定の周知期間を設けて実施する方向で検討すべきである。

### 1 保育士養成課程の改正について（別紙1）

#### ○教科目の新設

##### ・「保育者論」（講義2単位）

現行の「保育原理」から保育士の役割と責務、制度的位置づけなどを分割し、「保育者論」を新設。

##### ・「保育の心理学Ⅰ」（講義2単位）、「保育の心理学Ⅱ」（演習1単位） 「教育心理学」と「発達心理学」を統合し「保育の心理学」を新設。

##### ・「保育課程論」（講義2単位）

保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことを踏まえ、「保育課程論」を新設。

##### ・「保育相談支援」（演習1科目）

現行の「社会福祉援助技術」を分割し、「保護者に対する保育指導」を学ぶ「保育相談支援」を新設。

#### ○教科目の名称の変更等

##### ・「児童福祉」 → 「児童家庭福祉」

##### ・「養護原理」 → 「社会的養護」

##### 「養護内容」 → 「社会的養護内容」

- ・「小児保健」 → 「子どもの保健Ⅰ」「子どもの保健Ⅱ」
- ・「小児栄養」 → 「子どもの食と栄養」
- ・「家族援助論」 → 「家庭支援論」
- ・「社会福祉援助技術」 → 「相談援助」
- ・「基礎技能」 → 「保育表現技術」

○単位数の変更

- ・「保育原理」 4単位→2単位  
「保育者論」(2単位)を設置するため、単位数を変更。
- ・「障がい児保育」1単位→2単位
- ・「保育実習Ⅰ」「保育実習指導」計5単位 → 「保育実習Ⅰ」4単位  
「保育実習指導Ⅰ」2単位
- ・選択必修科目である「保育実習Ⅱ又はⅢ」に、「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」の1単位を加える。

○保育実習Ⅰにおける実習受け入れ施設の範囲や要件の見直し

実習受け入れ施設について、「居住型児童福祉施設等」での実習を居住型に限定せず、障害児通所施設等を加える。

2 保育士試験について(別紙2)

保育士養成課程の改正に伴い、所要の改正を行う。

○試験科目の変更

- ・「小児保健」、「精神保健」 → 「子どもの保健」
- ・「発達心理学」 → 「保育の心理学」
- ・「児童福祉」 → 「児童家庭福祉」
- ・「養護原理」 → 「社会的養護」
- ・「小児栄養」 → 「子どもの食と栄養」

○実技試験の分野の統合(4分野→3分野)及び分野名の変更

- ・「言語」、「一般保育」 → 「言語表現に関する技術」
- ・「音楽」 → 「音楽表現に関する技術」
- ・「造形」 → 「造形表現に関する技術」

## 保育士養成課程の改正について

	現 行				改 正 案			
	系 列	教 科 目	設置単位数	履修単位数	系 列	教 科 目	設置単位数	履修単位数
教養科目		外国語(演習)	2以上			外国語(演習)	2以上	
		体育(講義)	1	1		体育(講義)	1	1
		体育(実技)	1	1		体育(実技)	1	1
		その他	6以上			その他	6以上	
	教養科目計		10以上	8以上	教養科目計		10以上	8以上
必修科目	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉(講義)	2	2	保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2	2
		社会福祉援助技術(演習)	2	2		教育原理(講義)	2	2
		児童福祉(講義)	2	2		児童家庭福祉(講義)	2	2
		保育原理(講義)	4	4		社会福祉(講義)	2	2
		養護原理(講義)	2	2		相談援助(演習)	1	1
		教育原理(講義)	2	2		社会的養護(講義)	2	2
			計14	計14			計13	計13
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学(講義)	2	2	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義)	2	2
		教育心理学(講義)	2	2		保育の心理学Ⅱ(演習)	1	1
		小児保健(講義・実習)	5	5		子どもの保健Ⅰ(講義)	4	4
小児栄養(演習)		2	2	子どもの保健Ⅱ(演習)		1	1	
精神保健(講義)		2	2	子どもの食と栄養(演習)		2	2	
家族援助論(講義)		2	2	家庭支援論(講義)		2	2	
		計15	計15			計12	計12	
保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容(演習)	6	6	保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義)	2	2	
	乳児保育(演習)	2	2		保育内容総論(演習)	1	1	
	障害児保育(演習)	1	1		保育内容演習(演習)	5	5	
	養護内容(演習)	1	1		乳児保育(演習)	2	2	
		計10	計10		障がい児保育(演習)	2	2	
					社会的養護内容(演習)	1	1	
					保育相談支援(演習)	1	1	
					計14	計14		
基礎技能	基礎技能(演習)	4	4	保育の表現技術	保育表現技術(演習)	4	4	
保育実習	保育実習(実習)	5	5	保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4	4	
					保育実習指導Ⅰ(演習)	2	2	
総合演習	総合演習(演習)	2	2	総合演習	保育実践演習(演習)	2	2	
	必修科目計		50	50	必修科目計		51	51
選択必修科目	保育に関する科目(上記の系列より科目設定)		17以上	8以上	保育に関する科目(上記の系列より科目設定)		15以上	6以上
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	2	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	2
					保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)		1	1
	選択必修科目計		19以上	10以上	選択必修科目計		18以上	9以上
	合計		79以上	68以上	合計		79以上	68以上

# 保育士試験の改正について

## 1 試験科目の見直し

(現 行)			(改正案)			
科 目	時間(分)	満点		科 目	時間(分)	満点
社会福祉	60	100	→	社会福祉	60	100
児童福祉	60	100	→	児童家庭福祉	60	100
発達心理学	30	50	→	保育の心理学	60	100
精神保健	30	50	→	子どもの保健	60	100
小児保健	60	100				
小児栄養	60	100	→	子どもの食と栄養	60	100
保育原理	60	100	→	保育原理	60	100
教育原理	30	50	→	教育原理	30	50
養護原理	30	50	→	社会的養護	30	50
保育実習理論	60	100	→	保育実習理論	60	100
保育実習実技	(都道府県で定める)	100	→	保育実習実技	(都道府県で定める)	100

## 2 実技試験(保育実習実技)の分野の見直し

### (1)分野の統合

言語、一般保育→言語表現に関する技術

### (2)分野名の変更

音楽→音楽表現に関する技術  
 絵画制作→造形表現に関する技術

### (3)実施方法の変更

(改正前)実施者が4分野から3分野を選択し、受験者がその3分野から2分野を選択。

(改正後)受験者が3分野から2分野を選択。

(現 行)		(改正案)	
分 野		分 野	
音楽	→	音楽表現に関する技術	
絵画制作	→	造形表現に関する技術	
言語	→	言語表現に関する技術	
一般保育			

(参考) 保育士養成課程等検討会委員

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 網野 武博   | 東京家政大学教授          |
| 上村 初美   | 全国保育士会副会長         |
| 埋橋 玲子   | 四天王寺大学教授          |
| ○ 大嶋 恭二 | 共立女子大学教授          |
| 倉掛 秀人   | せいがの森保育園園長        |
| ◎ 汐見 稔幸 | 白梅学園大学学長          |
| 藤林 慶子   | 東洋大学准教授           |
| 増田まゆみ   | 目白大学教授            |
| 矢藤誠慈郎   | 愛知東邦大学教授          |
| 山本 敏昭   | 横浜市子ども青少年局子育て支援部長 |

(◎：座長、○：座長代理)

(五十音順、敬称略)

## 50周年記念大会・委員会活動について(案)

### ○ 運営実行委員会

- ・ 議題、開催日、回数は、運営実行委員会で協議して決定するが、企画運営委員会開催日に合わせて開催することを基本とする。別の日の開催日の場合は、予算の範囲内で旅費を支給する。
- ・ 運営実行委員会は、各委員会の活動状況について、委員長からの報告、課題提起等に基づき進め、全体の進行管理を行いながら、課題解決のための協議・指導監督を実施していく。

### ○ 各委員会

- ・ 議題、開催日等は、委員長が委員と協議して決定する。企画運営委員会開催日の開催を基本とする。別の日の開催日の場合は、予算の範囲内で旅費を支給する。
- ・ 委員会の進行管理は、委員長が行い、記録担当を指名して、活動内容を整理して蓄積する。(記念誌に掲載する可能性がある。)
- ・ 運営実行委員会に提出する資料原稿は、各委員会で作成する。
- ・ 委員長は、課題内容によっては、運営実行委員会の開催を待たずに、実行委員長と個別に協議して進めることができる。

### ○ 事務局

- ・ 会議室の用意、資料の印刷、予算の執行等は、委員会等の指示により事務局が行う。

## 50周年記念大会・委員会の主な活動内容と委員構成 (案)

委員 会 名	主 な 活 動 内 容	委 員 構 成
運営実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会全般の企画・立案、総括、進行管理</li> <li>・目的別委員会の進行管理、進捗状況の把握、指導監督</li> <li>・大会実施に向けた課題解決のための協議・決定、指導・助言</li> <li>・大会の運営・指揮</li> <li>・その他大会全般に関する事項の検討・処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長(顧問) ・実行委員長(理事長)</li> <li>・委員(副理事長)</li> </ul>
総務・式典委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・式典全般の企画・立案</li> <li>・表彰内容の企画・立案、表彰選考委員会の運営、被表彰者の決定</li> <li>・後援団体の検討・決定、団体への協力依頼</li> <li>・来賓の選定・依頼、祝辞者の選定・依頼</li> <li>・基調講演、アトラクションの内容検討・決定・依頼</li> <li>・会場レイアウト、席の割り振りの検討・決定</li> <li>・記念大会式典の運営・指揮</li> <li>・他委員会に属さない事項の検討・処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長 宮田副理事長</li> <li>・委員 榊居副理事長、 総務部、予算対策部、 研修部の 1/2(委員名簿の 4.6.10.18.21.22)</li> </ul>
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報全般の企画・運営</li> <li>・大会参加者への参加依頼、PR、取りまとめ、参加者名簿の作成</li> <li>・大会資料の企画・立案、編集</li> <li>・記念誌発行の企画・立案、編集</li> <li>・その他広報関係の事項の検討・処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長 相馬副理事長</li> <li>・委員 広報部</li> </ul>
財務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務全般の企画・運営</li> <li>・大会費用(収入・支出)の検討・見積もり、確保策の検討</li> <li>・広告収入の検討・実施</li> <li>・大会関係業者との折衝・実施内容の決定</li> <li>・大会終了後の清算</li> <li>・保育会企画運営委員会、総会への事業実績・清算報告</li> <li>・その他財務関係の事項の検討・処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長 萩原副理事長</li> <li>・委員 調査研究部、 研修部の 1/2(委員名簿の 24.25.30.31.32.36)</li> </ul>

各委員会には、企画運営委員会の専門部毎に配属していただきますが、運営上、企画運営委員以外の会員の会員を必要とする場合は、個別に折衝して頂き、事務局あてにご一報くださるようお願い致します。

## 「県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会」開催要領案

- 1 趣 旨 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成22年7月28日(水) 14:00～18:00
- 4 会 場 ホテルキャメロットジャパン
  - ・ 14:00～16:20 連絡協議会 4階 フェアウインドⅠ
  - ・ 16:30～18:00 意見交換会 4階 フロンティア
- 5 来 賓 神奈川県福祉・次世代育成部長 加藤 芳明 様
- 6 出席者 県・市町児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員
- 7 次 第 (1) 来賓挨拶  
(2) 議題(未定)

---

  
(3) 神奈川県保育会の事業説明  
(4) 意見交換・情報交換
- 8 意見交換会 意見交換を交えながら会食 負担金 3,000円



「協議会」「懇談会」における議題等一覧

年度	項	議 題
1 平成3	懇談会	・行政から見た望ましい保育所のありかた ・人材難時代の魅力ある保育所づくり
2 4	懇談会	・延長保育の実態と問題点 ・当面する保育事業の課題
3 5	懇談会	・県保育会組織の内容と活動について ・地域保育(育児)センター事業の内容と取り組みについて ・「保育問題検討会」の検討経過について(県児童福祉課)
4 6	懇談会	・措置制度改革の提案に至った経過の説明 (厚生省)柴田課長 ・A/B/C型の時間延長保育サービス事業
5 7	懇談会	・子ども未来財団のあらまし ・エンゼルプランと神奈川の児童育成基盤・こども未来計画について
6 8	懇談会	・「保育事業の手引き」 特別保育事業編 ・神奈川県総合計画と児童福祉について
7 9	懇談会	・「児童福祉施策の推進について」 児童福祉課 ・「児童福祉法をめぐる話題と全保協の今後の取り組み」
8 10	連絡協議会	・「保育制度改革に伴う助成制度のあり方について」 ・児童福祉対策等に関する行政監察結果かたら保育行政に示唆するもの
9 11	連絡協議会	・「保育事業の未来を展望する」 (参議院議員) 尾辻秀久氏
10 12	連絡協議会	・「労働政策としての子育て支援策を考える」(衆議院議員)甘利明氏
11 13	連絡協議会	・「公立保育所の新たな経営戦略を探る」 (全社協) 門廣繁幸氏
12 14	連絡協議会	・第三者評価基準の解釈と運用 (厚生労働省) 小峰弘明氏
13 15	連絡協議会	・新しい保育所像を考える (全社協) 島村糸子氏
14 16	連絡協議会	・次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画(県担当部長)鳴田謙二氏
15 17	連絡協議会	・最近の子ども達の健康について (県保健福祉部次長)河西悦子氏 ・各市町課長等からの次世代育成行動計画概要等説明
16 18	連絡協議会	・「認定こども園」について (県子ども家庭課次世代育成担当課長)木村博嗣氏
17 19	連絡協議会	・本協議会の歴史と今後のあり方 (県保育会顧問) 富田英雄
18 20	連絡協議会	・保育・子ども家庭福祉の動向と課題 (全社協) 笹尾 勝 児童福祉部長
19 21	連絡協議会	・新型インフルエンザに対する対応について (県保健福祉部) 長島圭太氏 ・神奈川県保育会の課題と今後の方向性について

## 保育園利用者相談室について

## 平成 22 年度定時総会の質問に対する検討事項

### <事業報告・決算関係>

○ 定款では、監事は、事業監査と財務監査を実施することになっているが、監査意見書では収支決算書のための表現になっている。事業監査は実施していないのか。又は意見書の表現が不適切なのか。

○ 監事監査では、両方の監査を実施している。従来からの監査意見書の様式をそのまま使用したが、より適切な表現に、次年度監査から改める。

### <例>

(現行) 平成〇〇年度一般社団法人神奈川県保育会収支決算書については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

↓

(改善案) 平成〇〇年度一般社団法人神奈川県保育会の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

### <事業計画・予算案関係等>

○ 事業開始年度は4月からであり、事業計画、予算は総会承認事項となっている。3月までに総会を開く必要があるのではないか。これまでは、任意団体だったので、4月でも良しとしてきたが、法人になって法令順守が必要ではないか。

○ 次回の定時総会までに、時間があるので、年度内に承認を得る機会を設けるかどうか考えたい。どういう形にするかは任せてほしい。(理事長)

### <対応例>

①案 2～3月に、事業計画、予算総会を開催する。併せて研究発表大会を実施する。

5月に、事業報告、決算総会を開催する。併せて事業大会の式典を実施する。

(2月の総会では、式典の表彰が間に合わない。5月の総会では、関プロの研究発表が間に合わないため、従来の事業大会の開催は困難)

②案 2月の企画運営委員会で、翌年度事業計画案・予算案を審議し、その成案を会員に送付して、意見を聞く。(会員への送付文に、事業計画等の承認は4月の事業大会時の総会になる旨の断りを入れる。)

会員から出された意見も踏まえ、3月の企画運営委員会に事業計画案・  
予算案を提出、審議し、4月の事業大会時の総会で承認を得る。

③案 従来通りの方法で実施する。

○ 定款で、予算は総会承認、決算は総会報告事項となっている。決算は総  
会の承認がいらぬのか。それで良いのか。

○ この部分は、定款作成の参考とした、日本公証人連合会のひな形をもとに  
作成しており、公証人の内容審査・認証を受けて、登記済みであり、違法性  
はないと考える。

但し、実務の運用において、事業報告・決算についても、総会に議案とし  
て提出して、承認を得ることは可能と考える。

#### ○定款第 37 条(事業計画及び収支予算)

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで  
に、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会  
の承認を受けなければならない。

#### ひな形 36 条(事業計画及び収支予算)

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで  
に会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。  
い。

#### ○定款第 38 条(事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議  
を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3  
号及び第4号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に  
報告しなければならない。

1 事業報告      3 貸借対照表      4 損益計算書(正味財産増減計算書)

#### ひな形 37 条(事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書  
類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類について  
は、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

1 事業報告      3 貸借対照表      4 損益計算書(正味財産増減計算書)

○ 定款第 23 条で、監事の解任は議決権の 2/3 以上が必要と規定しているが、1/2 以上で良いのではないか。

○ 「一般社団法人に関する法律」第 49 条第 2 項に、会員の除名や監事の解任等は、「議決権の 2/3(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の多数をもって行わなければならない。」と規定しており、これを 1/2 以上とすることは、法律の趣旨からも不可能と考える。

○ 会計規程の予算計上のところに、収入科目は千円未満を切り捨て、支出科目は千円未満を切り上げて計上するとあるが、これでは端数の数字が合わなくなり、おかしいのではないか。

○ 会計の考え方で、「収入は低く見積もり、支出は大目に見積もる。」というものがあり、会計規程に、この表現を入れている。  
予算計上は、概算で行っており、実務上では支障はないものとする。

○ 又は、会計規程第 6 条の規定を改正する。

<例>

(現行) 本会の予算は、千円単位で積算するものし、収入科目については千円未満を切り捨て、支出科目については千円未満を切り上げて計上する。

↓

(改善案) 本会の予算は、千円単位で積算するものとする。

○ 決算書は円単位、予算書は千円単位となっている。整合性がとれていない。修正すべきではないか。

○ 予算の執行は、円単位で行っており、決算書の記載は円単位になる。  
予算は、千円単位で積算することになっているが、決算書、予算書とも円単位に合わせて表記することは可能と考える。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆泉政務官が保育所で1日保育体験◆

内閣府の泉健太大臣政務官（少子化対策）が4月12日に京都市伏見区の稲荷保育園を訪問し、1日保育を体験しました。この1日体験は、3月29日に開催された子ども・子育て新システム検討会議作業グループの第3回会合で行われたヒアリングにおいて、御園副会長（全国保育士会会長）の「ぜひ保育所にきていただき、保育の現場を一日体験して欲しい」という申し出に対し、泉政務官が応える形で実現したもので、当日は小川全保協会長、御園副会長（全国保育士会会長）も稲荷保育園を訪れ、保育所保育の実態への理解を深めていただきました。

朝7時30分に自転車で稲荷保育園を訪れた泉政務官は、保育室、ホール、調理室などをひととおり見学されました。その後、順次登園してくる子どもたちのホールでの遊びの時間に加わり、8時30分からは3～5歳児の部屋で保育を体験しました。当日はあいにくの雨で外遊びはできませんでしたが、コーナーごとに設置されているさまざまな遊びの空間で、造形遊びや読み聞かせなどに加わりながら保育を体験しました。また、0歳児～2歳児の食事の様子を見学し、0歳児が一人ひとりの発達に合わせて時間をかけて食事をしている様子を長い時間見学されました。それぞれの保育の場面で必要に応じて稲荷保育園の主任保育士や小川会長、御園副会長などがその保育の内容（養護と教育を一体的に提供する保育の行為など）について説明を行いました。

年齢に応じて保護者との連絡帳などの記入欄が異なっていることの説明を受けると、その違いなどについても熱心に見られていました。また、調理室で栄養士から保育所給食のねらいや工夫点などが説明されると関心を持って聞かれ、地域とのつながりや保護者との連携などについても質問されていました。



その後、保育室に戻り、子どもたちと一緒に給食を摂られた後、園長、主任保育士、栄養士、乳児、幼児担当の保育士、小川全保協会長、御園副会長（全国保育士会会長）と意見交換を行いました。

泉政務官からは、「保育所等が乳幼児に対して過度に教育を行うような場になってはいけない」「地域との関係においても拠点となるような機能が求められている」「認定こども園は、今の幼稚園と保育所を接着剤で合わせたようなものではなく、それぞれの良いところを活かすことが必要」などの発言がされました。保育士からは「配慮が必要な子どもが増え、きめ細かな保育が必要となっている」「身近で子育てにふれる経験が少ない保護者への支援の必要が高まっている」などの事情があるが、「今の基準では十分な保育士が配置できない」「休憩時間もほとんど取れない」といった実情が伝えられました。

意見交換後、再び保育室にもどり午睡から覚めた子どもたちの保育を体験された後、16時前に保育園を出られ、東京に戻られました。

約8時間にわたり、実際に保育体験をしていただいたり、保育士や栄養士と意見交換をしていただいたりしたことで、泉政務官にも保育所保育のきめ細かさや保育の意味、保育士等の工夫が伝わったと感じられる一日となりました。また、休憩も十分に取れない保育士の状況、その働きに対し十分といえない処遇の状況などの訴えも受け止めていただくことができたと思われまます。

各都道府県・指定都市保育組織においても、地元議員に働きかけ、ぜひ保育所保育への理解を広げる取り組みを進めていただきたく、お願いいたします。

## ◆地方団体からは幼保一体化、地域主権を求める声◆ ～子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第6回会合～

内閣府は、4月15日（木）に「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第6回会合」を開催しました。2部構成の第1部では、北海道大学の宮本太郎教授から比較政治の視点でのヒアリングを行い、第2部は全国知事会、全国市長会、全国町村会からヒアリングを行いました。地方団体からは、認定こども園や幼保一体化の推進、地域主権としての地方への権限委譲を求める声が表明されました。

※当日の資料は内閣府 HP に掲載されています。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/k\\_6/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/k_6/index.html)

(内閣府>少子化社会対策>「子ども・子育て新システム検討会議」について)

### 議事内容 (敬称略、記録は事務局)

#### 1. 第1部：団体等からのヒアリング

##### (1) 宮本太郎 (北海道大学教授)

「比較の視点からみた子ども・子育て支援システム」について

- 家族政策の国際比較では、スウェーデンは两性支援型、アメリカは市場志向型、ドイツは一般家族支援型、日本は男性雇用志向型で子ども・子育て支援が私的な問題として扱われる傾向が強い。子ども手当では、保育サービス、就労支援サービスと一体として提供されなければ、家庭を単位とした現金給付と雇用保障政策への関与が弱い、一般家族支援型に近づいていく。
- 两性支援型のスウェーデンは、社会的な投資戦略、高齢世代を支援、貧困を背景とする低学力層の蓄積の回避等を理由に、1996年に幼保一体化、保育を教育庁の所管とし、教育法でその枠組みを定めた。実施は地方自治体が中心となっている。
- 就学前教育の実施機関は民間（両親組合、企業、従業員組合等）が15%実施、親のニーズに応える保育など民間としての特色を出している。運営にかかる経費の8割は公費でイコールフイッティングである。

## 2. 意見交換

泉政務官) スウェーデンの高負担に対する国民の理解の前提となるものは何か、また、日本に導入した場合の留意点は何か。

宮本) 高負担は 1960 年代以降に発展、中間層の納税者の納得するようなサービス。たとえば所得比例型の現金給付として育児休業による所得減少への保障や保育料の上限設定など中間層に理解しやすい仕組みにした。

日本では、自治体の雇用を中心とした労働市場に教育や保育をビルトインしていくといった発想の転換が必要。

高井政務官) 現金給付と現物給付のバランスについてどうか

宮本) 現金給付は従前の所得に比例させる。また、子ども手当のように一律に給付するものも、就労につなげていくといった発想が必要である。日本は公共サービスは医療重視、現金給付は年金中心であり、現役世代への支援についてトータルなシステムの設計が問われている。

## 3. 第 2 部：団体等からのヒアリング

### (1) 野呂昭彦(全国知事会、子どもプロジェクトチームリーダー・次世代育成支援対策特別委員会委員長/三重県知事)

- ▶ 認定こども園は、平成 18 年に制度化され 2,000 か所設置の予定であったが、平成 21 年 4 月現在で 358 か所に留まっている。一方、アンケート調査では保護者の 8 割、認定こども園を実施している施設の 9 割が評価、さらに保護者の 9 割が制度の推進を希望しているという結果が出ている。少子化の進行や女性の就労の増大、地域や家庭の変容等に柔軟に対応していくために、認定こども園制度を積極的に進めていく必要がある。
- ▶ 幼保一体化の検討にあたっては次の 3 つの視点が必要
  - ① 国際社会での競争力や経済力は教育によりその能力を高めるなど、日本の将来を見すえた教育のあり方、
  - ② 低年齢児から放課後児童対策まで切れ目のない支援
  - ③ 経済効率ではなく子どもの立場にたった中長期的な視点からの制度設計
- ▶ 文部科学省、厚生労働省に分かれている子ども関連施策は、総合的一元的に行う「子ども家庭省」のような省庁の統合を図ってほしい。
- ▶ 子ども手当では、平成 22 年度限りの暫定措置、地方主権の理念からも地域のことは地域の実態に応じて創意工夫で行うことが必要。子ども手当のような全国一律の現金給付は国で行い、現物給付は地方が行うという総合的な展開をすることが子ども政策の充実に繋がる。
- ▶ 子ども手当の満額支給には、3 兆円の財源が必要となる。この手当では未来への投資であるが未来への付回しとならないよう国の責任をもって確保すべき

### (2) 倉田薫(全国市長会副会長・社会文教委員長/大阪府池田市長)

- ▶ 池田市は、大阪府のベッドタウン、人口 104,000 人、就学前児童 5,360 人、保育園は公立が 6 か所、私立が 8 か所(その内、学校法人が 3 か所)。認定こども園は認定を受けるメリットがないため、市独自で幼保一体型施設を実施している。
- ▶ 幼保一体化における運営は地域の実情に応じた裁量権、質の保障は保育所関係者から危惧する声も聴かれるが、先端自治体と保育所運営の法人との信頼関係を築くことが必要で、それが待機児童の解消にもつながる。許認可権限についても移譲を望む。
- ▶ 倉敷市では、特区の事業として幼稚園で 2 歳児から受けいれているが、全国的に幼稚園の対象年齢を 2 歳児に広げると、待機児童の解消につながるのではないかと。
- ▶ 子ども手当については、受給権の保障から保育料未納分との相殺が現行で無理とのことであるが、平成 23 年度以降の制度設計での配慮を望む。単に文部科学省と厚生労働省を一体化するのではなく、就学前児童を対象として医療等も含めた一元化の視点での検討も必要。

### (3) 斎藤正寧(全国町村会行政部会副会長/秋田県井川町長)

- ▶ 井川町では、全国初の認定こども園である、こどもセンターにおいて幼保一体教育(チーム保育)を実施。制度や財源の関係から同じ敷地内に別棟で建設し廊下でつないでいる。



- ▶ 保育所と幼稚園は定員、対象時間、保育時間等違いはあるが、4、5歳児以上はどちらを利用するかは保護者が選択することになっている。
- ▶ 待機児童解消や少子化への対応、地域の実情に応じた保育、教育があつてよい。しかし、私立保育園運営費の一般財源化の動きがあつたが、財政的裏づけがないまま基礎自治体に求められても、質の担保等には無理がある。

#### 4. 意見交換

泉政府官)「子ども家庭省」といった考えに基本的には賛成であると受けとめた。地方に委ねた場合は都道府県と市町村の関係はどうあるべきと考えるか。

野呂(全国知事会) 知事会では、国と地方、都道府県と市町村の役割分担はどうあるべきかについて検討する会を持っている。子ども政策だけではなく、産業政策、雇用政策、福祉・教育・環境等生活保障、きずななどこれからの社会のありようをイメージできるものを提示していくことが必要。幼保の問題については、住民に近い保育サービス、幼児教育であり第一義的には基礎自治体が前面に立つて行うべきと考えるが、その場合の都道府県の役割は広域的な連携、水準を担保するための連携とするのか、十分な議論が必要。

倉田(全国市長会) 保育、幼児教育にかかる政策だけをみると、都道府県はいらないと考える市長は多いと思われる。

齋藤(全国町村会) 町村は工夫してやっているのだから、地域に任せてほしい。

泉政務官) 幼稚園で2歳児から受け入れることについて文部科学省は、また、子ども手当てに関する受給権と保育料未納との相殺について厚生労働省はどのように考えているのか

徳久審議官) 倉敷市は特区事業で実験的に行ってきたが、幼稚園における教育は集団教育であり、馴染む年齢は3歳からとしている。ただし、預かり保育を実施している幼稚園は現在8割程度になるが3歳以上に限らずその下の年齢を対象とすることはある。

香取審議官) 市町村において、保育料や給食費等未納分を子ども手当てと相殺することは法制度的には難しいが、子どものために給付された現金は子どものために使われるよう来年度の法改正とあわせ総合的な検討が必要。

高井政務官) 2歳児以下の教育、保育を幼稚園で行えば都市部に多い待機児童問題は解消する。それを促せるような財政支援が必要であると思う。

倉田(全国市長会) 現実には0~2歳児の預かり保育を幼稚園で行うことは難しい。0、1歳児は年間250万程度の経費がかかるのでインセンティブは働きにくい。2歳児については地域に実情に応じて許認可権を持った市町村が判断し、地域の工夫によって行うことは可能であり、待機児童も吸収される。

野呂(全国知事会) 基本的にはそう思う。子ども手当ては来年は満額支給になる。このような家族関係費は国際的には低いので子ども手当の給付は評価できるが、これは国で負担するもの。一方で現物給付は基礎自治体として保育など必要な事業に当てられるようバランスに配慮。2歳児以下の幼稚園での受け入れについては、大人の都合で分けるのではなく子どもの視点で考えるべき。

齋藤(全国町村会) 異年齢児保育、自宅に帰る時間に差があつても子どもは問題にしていない。発達段階に応じた保育など現場ではいろいろな交流ができる。

小川政務官) 保育の基準や予算など、自治体に任せると低下してしまうのではないかと不安が保育関係者から聞かれるが。

野呂(全国知事会) 現実には財政は厳しい。長期間にわたり必要なお金を税として徴収してこなかった問題はありますが、各自治体においても財政構造の建て直しは必要。自治体にとっても子どもに関する施策の優先度は高く、国として財源構造を整理したうえで必要な財源は担保されたい。

倉田(全国市長会) 池田市にかぎらず、選挙で信任され政策の実現を行ってきている。保育に関しても必要な手当てをしてきている。

齋藤(全国町村会) 削減できることはすでに行っており、これ以上の予算は削れない。また本町では少子化傾向にあり、実質的には面積基準等これまでよりひろくなっている。

泉政務官) 子ども関係基金についてどう考えるか

齋藤(全国町村会) 小規模な町村では十分な財源の確保は難しい。

野呂(全国知事会) 年金、医療保険制度を見ても改定が繰り返され、国民皆保険皆年金といっても制度に対する信頼性は低い。そのような意味からもフランスの家族手当金庫のような制度を作っても信頼がもてない。消費税など税方式も含め安定した財源を担保する制度のあり方の検討が必要。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

※ 本号外は、電子メールアドレスを登録いただいた方に発信しています。

## ◆2010/4/22 日経新聞記事「保育所の利用要件撤廃」について◆

本日（4/22）、日経新聞記事に「保育所の利用要件撤廃」（別添参照）という記事が掲載され、「厚生労働省は認可保育所の利用要件をなくし、入所希望者を原則として全員受け入れる制度改正の検討を始めた」と報道しています。

全保協事務局ではこの報道に関し、厚労省雇用均等・児童家庭局保育課に連絡し、本件の内容について以下のとおり情報を得ましたので、取り急ぎ情報提供いたします。

- 記事では、「厚労省検討」と記載されているが、検討の場は「子ども・子育て新システム検討会議」である。
- 内容は、社会保障審議会少子化対策特別部会でこれまで議論してきたことをベースにしたものであり、大きく異なっていることはないかとらえている。
- ただし、報道内容のなかで書かれている「保育所利用要件の撤廃」ということは、いずれの場においても決定していない。少子化対策特別部会においても「見直しをする」ということは示されているが、「撤廃」ということは出されていない。
- 「子ども・子育て新システム検討会議」作業グループでは、GW 前に方向性を示すことで、現在、調整がすすめられている。

# 日本経済新聞

4月22日 木曜日

発行所 日本経済新聞社  
東京本社 03-3270-0251  
〒100-8555 東京都千代田区千代田1-3-7  
大阪本社 06-6943-7111  
名古屋支社 052-243-3311  
西支社 092-473-3300  
札幌支社 011-281-3211  
〒100-8555 東京都千代田区千代田1-3-7  
http://www.nikkei.com/  
印刷所 日経印刷  
〒110-8555 東京都台東区東上野3-1-1  
0120-21-4848  
http://www.nikkei4848.com

蒸気を通して  
省エネ・環境を  
考える

TLV  
株式会社 ティエルヴ  
TEL 09-428-41280  
http://www.tlv.com

## 保育所の利用 要件撤廃

### 施設増めざし補助拡大 厚労省検討

厚労省は認可保育所の利用要件をなくし、入所希望者を原則として全員受け入れる制度改正の検討を始め、保育者がいつも雇われているなどの要件を撤廃し、親の働き方にかかわらず、保育所利用を希望できやうにする。同時に「認可」の要件を撤廃し、待機児童の受け皿を確保する。また、都市部を中心に競争が激化する認可外保育施設を、現行には対象外だった認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

#### 待機児童解消のポイント

- 保護者が日中働いている、同居家族を介している、病気や障害があるなどの利用要件を撤廃
- 認可外や早朝・深夜の保育所などを対象に「指定制」を導入して運営支援
- 自治体独自の保育施設も国の補助金の対象に追加

子どもたちの保育所に入らざるを得ないのは、都市部などでは、認可保育所に入らざるを得ない。認可保育所の整備が追いつかないため、認可外保育施設を増やす。認可外保育施設は、認可保育所と同等の水準で運営されるべき。認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

## パート・専業主婦に門戸

認可保育所の利用要件を撤廃し、入所希望者を原則として全員受け入れる制度改正の検討を始め、保育者がいつも雇われているなどの要件を撤廃し、親の働き方にかかわらず、保育所利用を希望できやうにする。同時に「認可」の要件を撤廃し、待機児童の受け皿を確保する。また、都市部を中心に競争が激化する認可外保育施設を、現行には対象外だった認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

認可保育所の利用要件を撤廃し、入所希望者を原則として全員受け入れる制度改正の検討を始め、保育者がいつも雇われているなどの要件を撤廃し、親の働き方にかかわらず、保育所利用を希望できやうにする。同時に「認可」の要件を撤廃し、待機児童の受け皿を確保する。また、都市部を中心に競争が激化する認可外保育施設を、現行には対象外だった認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

認可保育所の利用要件を撤廃し、入所希望者を原則として全員受け入れる制度改正の検討を始め、保育者がいつも雇われているなどの要件を撤廃し、親の働き方にかかわらず、保育所利用を希望できやうにする。同時に「認可」の要件を撤廃し、待機児童の受け皿を確保する。また、都市部を中心に競争が激化する認可外保育施設を、現行には対象外だった認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

## 高速料金 再見直し

政府は、高速道路料金を再見直し、ドライバーの負担を軽減する。認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

## 「値上げ、有権者を説得できぬ」

### 小沢氏要求で迷走

小沢氏が、有権者を説得できぬと迷走している。認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

認可保育所の利用要件を撤廃し、入所希望者を原則として全員受け入れる制度改正の検討を始め、保育者がいつも雇われているなどの要件を撤廃し、親の働き方にかかわらず、保育所利用を希望できやうにする。同時に「認可」の要件を撤廃し、待機児童の受け皿を確保する。また、都市部を中心に競争が激化する認可外保育施設を、現行には対象外だった認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

## 幼稚園との調整・財源課題

幼稚園との調整と財源課題が、認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

## 政府 民主、参院選にらむ

政府は、民主主義を参院選にらむ。認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

## 幼稚園との調整・財源課題

幼稚園との調整と財源課題が、認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

## 政府 民主、参院選にらむ

政府は、民主主義を参院選にらむ。認可外保育施設も国の補助金の対象に追加する。 (特)

**日経電子版**  
 創刊キャンペーン中  
<http://www.nikkei.com/>  
 お問い合わせ (7:00-21:00)  
 ☎0120-24-2146

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆「こども園(仮称)」に保育所・幼稚園等を一元化◆

～「子ども・子育て新システムの基本的方向性」示される～

4月27日に「子ども・子育て新システム検討会議」(共同座長:仙谷国家戦略大臣、枝野内閣府特命担当大臣(行政刷新)、福島内閣府特命担当大臣(少子化担当))が開催され、「子ども・子育て新システムの基本的方向性」が確認されました。

「子ども・子育て新システムの基本的方向性」では、①幼保一体化による幼児教育・保育の一体的提供＝「こども園(仮称)に一体化、②仕事と生活の両立支援と子どものための多様なサービスの提供、③待機児童の解消(集中的整備や多様な提供主体の参入等)を実現するとしています。そのために5つの視点で制度改革を図るとして、①利用者本位のサービスの包括的・一元的提供、②基礎自治体による自由な給付設計、③子ども・子育て基金(仮称)/特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付、④社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担、⑤新システム実施体制の一元化＝子ども家庭省(仮称)の創設を図るとしています(※詳細は添付資料をご参照ください)。

なお、当日、「子ども・子育て新システム検討会議」終了後、泉大臣政務官(少子化担当)による記者会見が行われました。記者会見の主な内容は下記のとおりです。

全保協では、発表された内容について整理・検討して近日中に意見をまとめ、関係閣僚や国会議員等に提言を行うこととしました。また、5月14日の全保協協議員総会開催時に関係閣僚、国会議員等に意見書を持ち込むことを予定しております。協議員の方々におかれましても、ぜひ地元において議員・行政等に働きかけをしていただきますようお願いいたします。(なお、全保協の提言書については、総会時にお示しする予定です。)

### 記者会見概要(記録は事務局)

Q)今後のスケジュールを教えてください。これまでは、6月に基本的方向性を示し、平成23年度通常国会で法案審議とされていたが、このスケジュールに変更はないか。

A)変更はない。予定どおりのスケジュールで進める。

Q)「こども園(仮称)」とあるが、これは認定こども園について、現在の課題等を整理して推進することか?

A)そうではない。1つの「こども園」制度というものを創設して、保育所も幼稚園も認定こども園もその制度に乗っかっていき、徐々に共通のものとなるようなことを目指すということ。保育所で行っていただいているような1日中子どもを預かっていただくことや3歳以上の子どもたちに

幼児教育を提供するようなことを行っていく。「こども園」は「保育施設であり教育施設である」ことを目指すもの。

Q)「財源を子ども・子育て基金(仮称)/特別会計に一本化し、そこから市町村に対し包括的に交付」「市町村が地域の実情に応じ、主体的に決定できる給付を実施」と書いてあるが、具体的にどのように給付のあり方を考えているのか?

A)具体的な設計はこれからだが、人口割(子どもの数による)は外せないと考えている。そのうえで待機児童の多い地域等に上乘せをするということはあるのではないかと。

Q)「子ども子育て支援に関する権限と財源は原則市町村(基礎自治体)へ」とあるが、子ども手当の財源についても自治体の裁量になるのか?

A)子ども手当の今後の設計については、今後、検討する話であり、私が何か言う立場にはない。「市町村が自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計」としている意味合いは、保育にかかる費用や幼児教育にかかる費用については今までは横移動ができない仕組みだったが、今後は横移動ができる仕組みとしていきたいということ。

Q)「現金給付・現物給付の組み合わせ(配分)や給付メニューの選定(選択)など、市町村が自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計」としていることについてだが、例えば自治体によって現金給付だけです、ということもあるのか。国の役割はどのようなものになるのか?

A)基礎自治体はその地域のニーズにあわせて、現金給付と現物給付のバランスを考えて給付メニューの選定を行う仕組みに変えていくようにするという。極端に言うと国はただお金を渡すだけで(どのように給付しなくてはならないとはいわない)ということになる。(\*)

Q)「財源を子ども・子育て基金(仮称)/特別会計に一本化し、そこから市町村に対し包括的に交付」ということは、保育所運営費についても一般財源化するということか?

A)一括交付金化等については様々な意見があることは承知している。ただし今なすべきことは、一定の財源の確保であると認識しており、これは本会議でも確認した。会議において渡辺総務副大臣から、総務省としては一括交付金という考えもあるという発言があったことだけ付け加えておく。

Q)会議中は各閣僚からどのような発言があったのか?

A)「基金/特別会計」という用語については、現在全体として基金等を整理している中でもあり、どのようなことを意味しているのか明確にするべきである。名称についても考慮する必要があるという発言があった。川端文部科学大臣からは、すべての子どもに良質な教育を提供できるような仕組みとすることが大切であるという発言があった。直嶋経済産業大臣からは参入の少ない地域にあっても利用者本位の視点でサービスが提供されるように、参入が容易となる仕組みにする必要があるという発言があった。

Q)「子ども家庭省(仮称)の創設」について今後の手順等を検討したのか?

A)具体的手順については検討していない。省庁見直しのなかで子ども家庭省だけ先行して検討することはありえない。政権としてしかるべきときに省庁全体を見直すことになると考えている。

Q)具体的に今後、作業グループでどのようなことをつめていくのか?

A)法案作成の作業が必要であると考えている。

Q)この基本的方向性にもとづく制度改革をするということは、コンセンサスが得られたのか?

A)そのとおり。

Q)今後、どのような作業が必要だと考えているか?

A)例えば「こども指針(仮称)」の作成を記載しているが、どのような手順で幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合を図っていくのか、等を検討しなければいけない。

Q)作業グループでやるのか、それとも事務方である程度つめて作業グループで確認するのか?

A)作業グループでやる。

Q)2階建て方式の1階部分、2階部分はどのような事業を考えるのか?

A)1階部分の基礎給付対象事業、すべての子どもに対する事業としてはこんにちは赤ちゃん事業や一時預かり事業等、専業主婦家庭も含め誰もが使えるようにするべき事業を指している。2階部分は両立支援や幼児教育としての給付を意味する。

Q)対象となる子どもの年齢はどのように考えているのか？

A)まずは就学前児童が対象。そのほかに学童を利用している子どもも対象になる。小学校高学年以上は、小4の壁があるということは認識していて考えなければいけないことは認識しているが、それ以外は対象にならないのではないかと考えている。

Q)最低基準のことも含め、権限の移譲については、どこまで市町村に委ねるのか？

A)質まで市町村が選択するという事は考えていない。国の示すナショナルミニマムのもとに、市町村が対象事業や給付メニューを選択するという事。

Q)具体的に利用している保護者や子どもにとっては何が変わるのか？

A)例えば保育所では、これはイメージではあるが、一般的に保育所では幼児教育がないというイメージがあり、実際は養護と教育の提供をしているが、理解されていないので、社会的な意識改革を図らなければいけない。また、保育所利用者はフルタイムの方が優先されるためにパートタイムの方が利用しづらい状況だったが、パートタイムの方でも利用しやすい仕組みを作っていかなければいけないと考えている。

Q)現金給付、現物給付は市町村の裁量ということであれば、子ども手当のあり方も市町村の裁量ではないのか？

A)子ども手当の設計がどうなるのかはわからないが、子ども手当として予算化されたものは子ども手当として市町村においても支出される仕組みになるのではないかと。それ以上の余裕があれば別途の配分になるようになるのではないかと。

Q)「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」とある「事業主」には自営業の人も含まれるのか？

A)自営業の人にはちがう部分で費用負担することを考えていくのではないかと。

Q)「保育に欠ける要件の撤廃」は将来的には望ましいが、いきなり待機児童が多く整備が間に合わない中で進めてしまうと混乱が生じると思うが、どう考えるか？

A)今回の基本的方向のなかにも先行してできること、後で準備をしながらすることがある。整備量については、一定の条件のもとに参入をしていただくことを期待している。また今後は施設保育だけではなく、小規模サービスやNPOの参入等を多様なサービスメニューで保育を広げていくことを考えている。

## ◆小川会長、御園会長が事前に泉政務官と意見交換◆

第1回正副会長会議を開催中の4月26日、内閣府の泉大臣政務官（少子化担当）から連絡が入り、急遽大臣政務官室で昼食懇談会が開催されることとなりました。

泉政務官は、4月12日に訪れた稲荷保育園（京都市伏見区）での一日保育体験を振り返りながら、保育所が子どもの発達保障や子育て支援に果たしている役割、給食の大切さなどを話されました。（一日保育体験については、全保協ニュース№10-03（平成22年4月20日）を参照）

その後、整理をすすめている「子ども・子育て新システム検討会議」の内容にもふれられ、4月「27日に会議を開催し方向性を示す」「平成23年度に法整備」を進め「平成25年度に新システムを導入する」というスケジュールであるとの考えを示されました。

また、新システムで検討されている「こども園（仮称）」は、現在の認定こども園のように幼稚園と保育所という異なる機能の施設を物理的に一体化するというのではなく、すべての子どもと子育て家庭を対象として、必要とされるサービスを提供するための「新たな枠組み」としたいとの考えも示されました。また、集団で育ちあう大切さもあるが、「一人ひとりの発達を支える」ことが大切であり、保育所が取り組んでいる個別の保育計画が大切であると考えていること、「親にとって便利であることだけではいけない」などの考えも話されました。

御園会長は、0歳から5歳までを通してその発達を支えることの重要性やさらにその先の成長を見据えながら保育を行う意義などを伝えるとともに、その育ちを支える保育士の資質の向上を図ることが重要であることを訴えました。

小川会長は、すべての園で0～2歳を受け入れるとなると、保育士の確保が必要となること、そのためには膨大な財政が必要であること、財源を確保してから制度化をはかるべきであることなどを主張しました。また、今後、つめなければいけない課題が多いので、その段階には全保協の意見を聞く場も設けて欲しいとの意見も述べました。





## 子ども・子育て新システムの基本的方向(案)

### 【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

### 【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質なサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

### 【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

## **新システムにより実現されるもの**

### **○ 幼保一体化による幼児教育・保育の一体的提供**

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設
- ・ 幼稚園・保育所の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化
- ・ 新システムの下で幼児教育・保育を一体化した「幼保一体給付（仮称）」を創設

### **○ 仕事と生活の両立支援と子どものための多様なサービスの提供**

- ・ 妊娠～育児休業～保育～放課後対策の切れ目のないサービスを保障
  - 育児休業の給付と保育を一元的に制度から保障し、育児休業明けの円滑な保育サービス利用を保障
  - 多様な働き方、ニーズに応じ、多様なサービスを独立した給付類型として創設（※）
  - 「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑に移行できるよう、放課後対策の抜本的拡充、小四以降も放課後対策が必要な子どもに、サービスを提供

※ 多様な給付メニュー：家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービスなど

### **○ 待機児童の解消（集中的整備や多様な提供主体の参入等）**

- ・ 保育所を始めとして、多様な給付メニューを集中的に整備（子ども・子育てビジョンの目標達成）
- ・ 非正規労働者、自営業者、求職者にも両立支援としての給付を確実に保障し、利用者が選択できる給付を保障
  - 親の就労状況に応じた公的保育サービスの保障
  - 市町村の関与の下、利用者と事業者の公的保育契約
  - 一定の利用者負担の下、利用者に対し、必要な費用を保障
  - 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化
- ・ イコールフットイングによる多様な事業者の参入促進
  - 給付類型ごとに客観的基準を設定し、当該基準を満たせば多様な事業主体の参入を可能とする指定制度の導入
  - 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
- ・ 施設型保育だけでなく、地域におけるNPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援の拡充

## 5つの視点からの制度改革

### 【子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築】

- ・ 事業ごとに制度設計や財源構成が様々に分かれている子ども・子育て支援対策を、新しい制度（システム）の下に再編成。  
→ これにより、制度・財源・給付の一元化を実現し、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現

#### ○ 利用者本位のサービスの包括的・一元的提供

- ・ 現金給付・現物給付の市町村の裁量による一体的提供
- ・ 幼保一体化の実現（幼保一体給付（仮称）の創設）
- ・ 基礎給付と両立支援・幼児教育給付の2階建ての給付設計により、親の就労状況に応じた多様な給付を保障

基礎給付（仮称）：子ども手当、一時預かりや地域子育て支援等、すべての子どもの育ちを支援する給付（1階）  
両立支援・幼児教育給付（仮称）  
：幼保一体給付（仮称）や育児休業給付等、仕事と子育ての両立支援と、幼児教育を保障する給付（2階）

#### ○ 基礎自治体による自由な給付設計

- ・ 子ども子育て支援に関する権限と財源は原則市町村（基礎自治体）へ
- ・ 新システムの下で、現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、市町村が自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計できることを保障

#### ○ 子ども・子育て基金（仮称）/特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付

- ・ 市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、新システムに関するすべての子ども子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を子ども・子育て基金（仮称）/特別会計に一本化し、そこから市町村に対し包括的に交付  
→ 地方の財源とあわせて、市町村が地域の実情に応じ、主体的に決定できる給付を実施

#### ○ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

- ・ 社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業主・個人がそれぞれ費用を負担

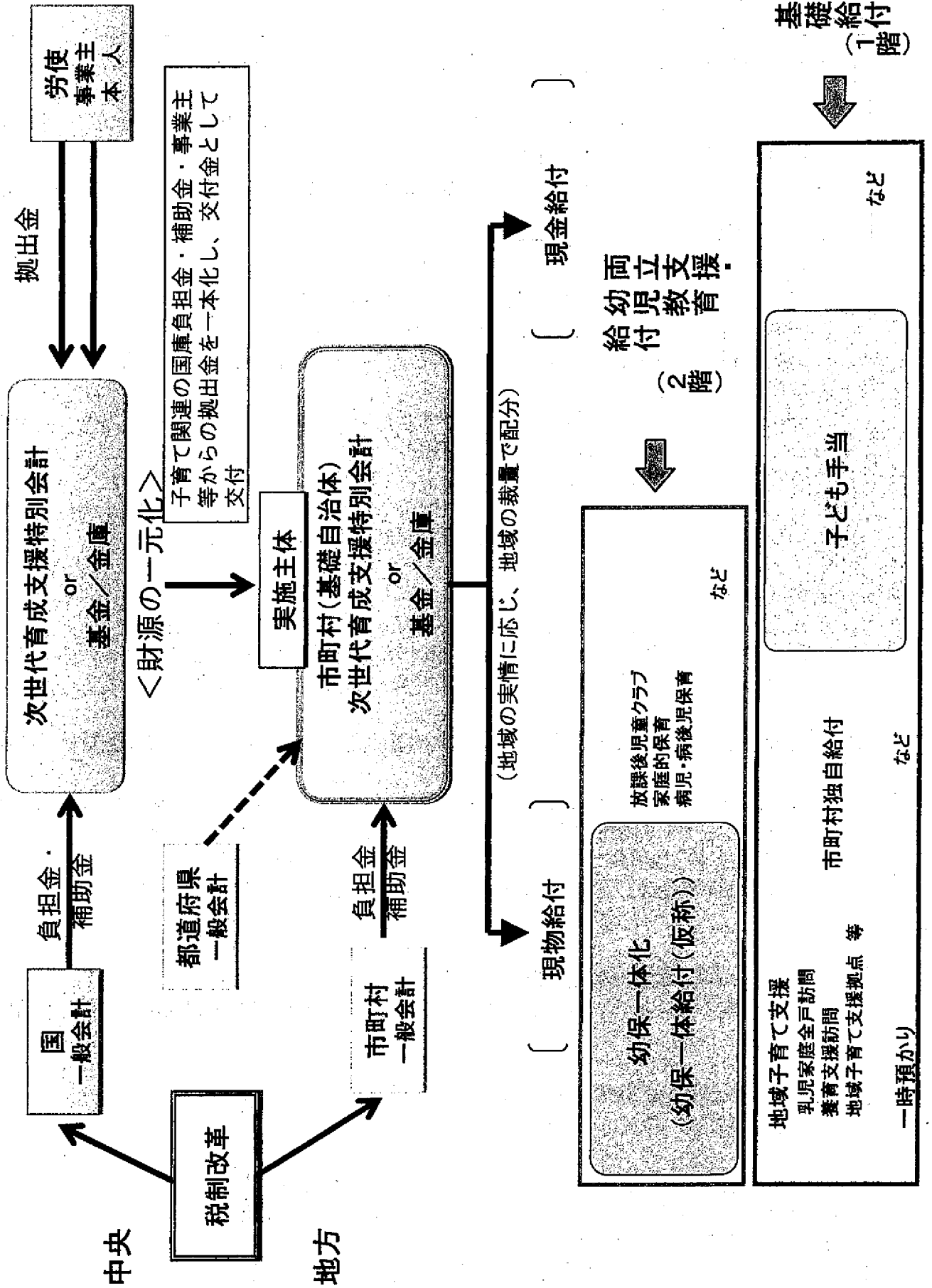
#### ○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 子ども家庭省（仮称）の創設

#### ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 地域主権戦略会議や国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を反映

# 制度設計のイメージ



未定稿

# 児童・家庭関係支出額

(平成22年度予算ベースの粗い推計)

	現物給付	現金給付
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所等</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等</li> <li>・就学前教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10,700億円</li> <li>700億円</li> <li>1,000億円</li> <li>3,600億円等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付</li> </ul>
<p>両立支援・幼児教育給付等 (2階)</p>	<p>計 16,100億円</p>	<p>計 4,300億円</p>
<p>基礎的給付等 (1階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点</li> <li>・一時預かり</li> <li>・社会的養護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当(児童手当2月分を含む)24,200億円等</li> </ul>
	<p>計 5,000億円</p>	<p>計 35,500億円</p>
<p>計</p>	<p>21,100億円</p>	<p>39,800億円</p>

総合計 60,900億円

# 子ども・子育て新システム構築と成長戦略

## 利用者（子ども）中心の抜本的な制度改革

- ◆ **すべての必要な子どもに例外的ない保育サービスの保障**
  - ・ 客観的な基準に基づき保育の必要性の認定・地位の付与
  - ・ 潜在的な需要を顕在化
- ◆ **市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約**
  - ・ 利用者がサービスを選択可能な仕組み
- ◆ **利用者に対する必要な費用保障**
  - ・ 利用者に対し、一定の利用者負担の下、必要な費用を保障（事業者が代理して受領）
- ◆ **市町村の責務の明確化**
  - ・ 例外的ない公的保育サービスの保障責務、質の確保された公的保育サービスの提供責務、適切なサービスが確実に受けられるような利用者支援、保育サービス費用の支払い義務、の明確化

## 多様な利用者ニーズ・潜在需要に対応したサービス量の拡充

- ◆ **サービスメニューの多様化**
  - ・ 家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービス等多様なサービス類型を創設
  - ・ それぞれの類型ごとに事業者を指定し、指定事業者がサービスを提供
- ◆ **イコールフットイングによる多様な事業者の参入の促進**
  - ・ 客観的基準による指定制の導入
  - ・ 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
  - ・ NPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援
- ◆ **放課後児童クラブの量的拡充と利用時間の延長**
- ◆ **サービスの質の向上**

■ **雇用の拡大**  
 ☆子育てサービス従事者増  
 ☆女性の労働力増

■ **多様な子育てサービスの拡充**

■ **所得の増**

■ **将来の経済社会の担い手の増**

平成22年4月19日

神奈川県保育会 御中

神奈川県環境農政局企画調整部  
かながわ農林水産ブランド戦略課長

平成22年度版 食育取組事例集の作成について（依頼）

本県の環境農政行政の推進につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、地域で行われている様々な取組みを紹介し、食育推進の参考としていただくため、昨年度ご協力をいただきました「食育取組事例集」の最新版を作成することになりました。

ついては、お忙しいところ申し訳ありませんが、別紙様式1「取組事例調書」に新たな取組等をご記入の上、5月31日（月）までに電子メール、FAX等にてご回答くださるようお願いいたします。

様式はメールでお送りできますので、下記のアドレスあてご連絡ください。

なお、該当がない場合は、ご回答は不要です。

昨年度版 食育取組事例集はこちらをご覧ください。

[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0513/syokuiku/index.html#Link\\_3](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0513/syokuiku/index.html#Link_3)

※ 県トップページ→「かながわの食育」→「食育取組事例集」

問い合わせ先

消費推進グループ 山田

電 話 045-210-1111 内線 4093

FAX 045-210-8854

E-mail yamada.w5p@pref.kanagawa.jp

## 取組事例調書

作成者 所属 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

取組名 (キャッチ フレーズ)		実 施 主体名	
取組内容	<p>実施時期、対象、実施場所、実際回数他、分かる範囲で記載してください</p>		
実施主体の 概要	<p>実施主体の説明及び活動目的・設立・会員数など</p>		
実施主体の 連絡先	<p>住所 電話 FAX メールアドレス ホームページアドレス など (公表不可の場合はその旨記載してください)</p>		
備考			

※写真などがある場合は、データを添付してご提出ください。  
 事例ごとに1葉としてください。



平成 22 年 5 月 6 日

神奈川県交通安全対策協議会委員 殿

神奈川県交通安全対策協議会会長  
神奈川県知事 松 沢 成 文

交通死亡事故増加に伴う防止対策の推進について (依頼)

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職におかれましては、平素から交通安全対策の推進につきまして、ご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月5日現在、県内の人身交通事故は、発生件数、負傷者数ともに減少傾向にあるものの、亡くなられた方は 64 人と昨年同時期を 2 人上回っているほか、特に飲酒関係事故で亡くなられた方は 6 人と平成 21 年中の 5 人を既に上回るなど極めて憂慮すべき状況が続いています。

また、昨年 5 月と 6 月に交通事故で亡くなられた方はそれぞれ 9 人と、昨年最少であった 3 月の 7 人に続いて少なかったことから、このままでは大幅に増加傾向に転じることが懸念されます。

当協議会としては、皆様のご協力をいただきまして、何としてもこの情勢に歯止めをかけたいと考えております。

つきましては、増加傾向にある高齢者関係事故及び飲酒関係事故の防止を中心として各団体の会合や広報等を活用して県民の皆様幅広く交通事故防止を呼びかけていただくなど、悲惨な交通事故の抑止に一層のご尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

神奈川県交通安全対策協議会事務局 吉田

(神奈川県安全防災局安全安心部

くらし安全交通課 企画グループ)

電話 045-210-3552

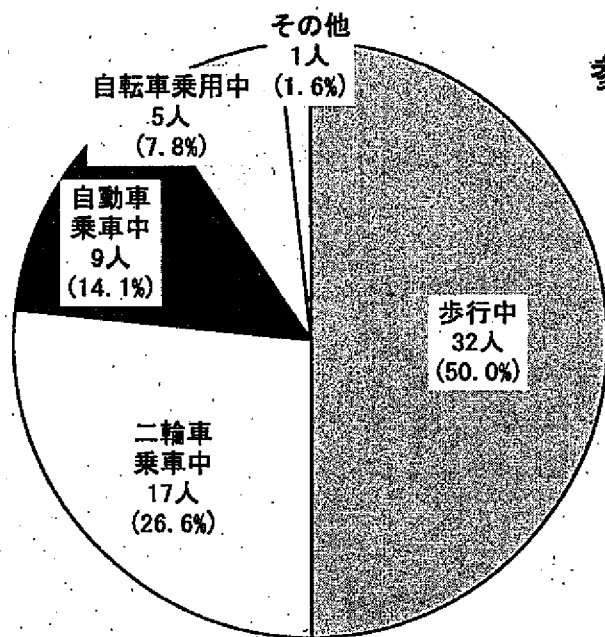
FAX 045-210-8953

# 交通死亡事故の発生概況

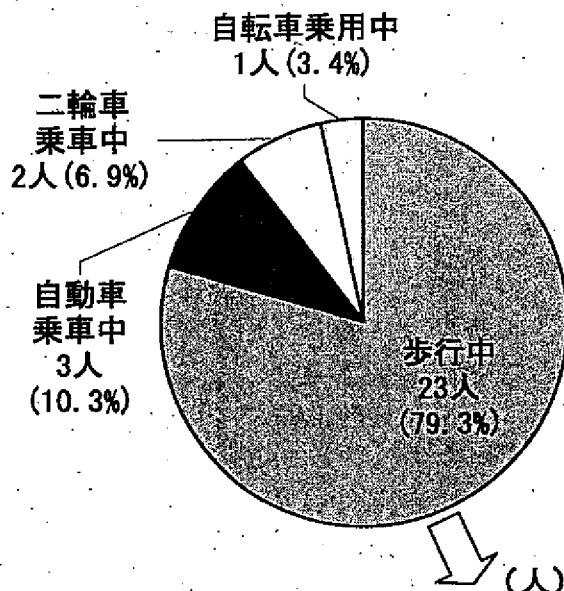
資料

## 1 状態別死者数(5月5日現在:64人)

歩行中と二輪車乗車中の事故死者が多く、計49人・76.6%を占めており、とりわけ歩行中の32人をみると高齢者(65歳以上)が23人と高い割合となっている。



## 参考: 高齢者(29人)の状態別死者数



	歩行中	二輪車	自動車	自転車乗車中	その他	合計	うち高齢者
5月5日現在	32	17	9	5	1	64	29
	50.0%	26.6%	14.1%	7.8%	1.6%	100.0%	45.3%

## 2 主要都道府県別交通事故死者数ワースト順位(5月5日現在)

順位	都道府県名	死者数	前年比
1	愛知	74	+2
2	東京	70	+8
3	茨城	68	-2
4	神奈川	64	+2
5	兵庫	63	+7
6	福岡	60	-1
7	大阪	59	-18
8	北海道	58	+11
9	埼玉	57	-10
10	静岡	54	-9
11	千葉	49	-9

平成22年4月21日

各 位

神奈川県立保健福祉大学長

平成22年度開催教育課程等の案内について(送付)

平素より、保健福祉大学実践教育センターの教育・研修につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

このたび平成22年度開講教育研修の案内等を作成しましたのでお送りいたします。

ご多用の折恐縮ですが、関係職員への周知、受講及び募集案内の掲示等につきましてご配慮くださるようお願いいたします。

なお、平成23年度教育課程・科目等履修生・教育研修の募集要項は合本で、8月頃の発送を予定しています。

さて、今回このご案内につきましては、日頃、当センターに関連のある施設等にお送りさせていただきましたが、当センターでは、ホームページで同様のご案内をさせていただいておりますので、もし、このような送付がご不要な場合は、お手数ですがご一報いただきたくお願い申し上げます。

また、インターネットでの貴所属への逐次の情報提供をしますので、インターネットの配信を希望される場合は、貴アドレスをご連絡いただきますようお願い申し上げます。

<今後送付が不要の場合>

案内不要の旨及び所属名を下記問い合わせ先まで電話でお知らせください。

<インターネットでの配信希望の場合>

実践教育センター (e-mail) [info-jissen@kuhs.ac.jp](mailto:info-jissen@kuhs.ac.jp) に空メールで所属名をお知らせください。

今後とも、実践教育センターの教育研修等につきましてご理解、ご支援をお願い申し上げます。

問い合わせ先

実践教育センター 実践教育部

総合調整 吉成・村山

電話 045-366-5800



実践教育センター 教育課程のご案内



課程	募集人員(名)	選抜方法	出願期間	試験日	合格発表	開講期間	備考			
高次専門教育	急性期重症者支援課程	30	22.10.8(金)~10.21(木) (消印有効)	22.11.15 (月)	22.12.7 (火)	4月 入学後数日程度 5月下旬~12月 原則、毎週月曜日~ 金曜日	・日本看護協会認定 集中ケア認定看護師教育課程			
	がん患者支援課程	30		22.11.13 (土)			・日本看護協会認定 がん性疼痛看護認定看護師教育課程			
	感染管理認定 看護師教育課程	30		22.11.16 (火)			・日本看護協会認定 感染管理認定看護師教育課程			
指導・管理者養成教育	教員・ 教育担当者養成課程	看護コース	40	22.11.26(金)~12.9(木) (消印有効)	23.1.6 (木)	4月~3月 毎週月曜日~金曜日、 一部土曜日、日曜日	・厚生労働省認定専任教員養成講習会 ・日本看護協会認定 看護管理者ファーストレベル教育課程 ・教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座			
		介護コース	15				①筆記試験 ・看護学 ・小論文 ②面接試験 ③書類審査 ・入学願書	4月~3月 土曜日を含む週2~3 日程度	・厚生労働省通知に基づく介護教員講習会 ・教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座	
	管理者養成課程	管理Ⅰ	30	(書類選考)	23.1.25(火)	4月~9月 毎週木曜日と金曜日、 一部土曜日	・日本看護協会 認定看護管理者ファーストレベル教育課程			
		管理Ⅱ	25				書類選考 ・小論文 ・入学願書	10月~3月 毎週木曜日と金曜日、 一部土曜日	・日本看護協会 認定看護管理者セカンドレベル教育課程	
		管理Ⅲ	15				6月~10月 毎週金曜日と土曜日	・日本看護協会 認定看護管理者認定審査の受験要件を満たす。		
	栄養ケア・マネジメント課程	40			4月~12月 毎週土曜日	・日本健康栄養システム学会認定の臨床栄養師講座に相当する科目が履修可能				
連携・専門教育	子ども支援課程	20	第1回 22.11.26(金)~12.9(木) (消印有効)	第1回 23.1.6 (木)	第1回 合格発表 23.2.10 (木)	4月~3月 必修科目は原則土曜日、 選択科目は平日及び 一部土曜日・集中講義				
	高齢者支援課程	20								
	障害児者支援課程	10	書類選考 ・小論文 ・入学願書				第2回※ 23.1.21(金)~1.27(木) (消印有効)	第2回 合格発表 23.2.10 (木)	・神奈川県相談支援従事者初任者研修修了認定	
	地域・在宅支援課程	20	※ホームページ で募集の有 無をお知らせ します。							
	トータルケア マネジメント課程	20								・神奈川県介護支援専門員専門研修(専門課程Ⅱ)・更新研修及び神奈川県主任介護支援専門員研修修了認定 *修了要件は実践教育センターにお問い合わせください。

◆入学検定料:8,400円(別途、入学科、授業料が必要となります。)

# 平成23年度 科目等履修生のご案内

課程名	科目名	時間数	課程名	科目名	時間数	
教員・教育担当者養成課程 (看護コース)	哲学	15	教員・教育担当者養成課程 (介護コース)	学生指導・カウンセリング	15	
	倫理学	15		介護実習指導方法	15	
	論理学	15		介護過程の展開方法	15	
	生涯人間発達論	15		コミュニケーション技術	15	
	教育方法	30		研究概論	15	
	教育心理	15		研究方法	30	
	教育評価	15		管理者養成課程 管理Ⅰ	看護管理概説	20
	看護教育課程	60			ヘルスケア提供システム論	20
	看護教育研究方法	45			子ども支援課程	子どもの理解と取り巻く環境
教員・教育担当者養成課程 (介護コース)	倫理学	30	病態と治療	30		
	生涯人間発達論	15	病気や障害のある子どものケアⅠ	15		
	教育原理	30	病気や障害のある子どものケアⅡ	15		
	教育方法	30	高齢者支援課程	認知症高齢者の理解	30	
	教育心理	15		高齢者の生活支援Ⅱ	15	
	教育評価	15		高齢者と死	15	
	保健医療福祉論	15	障害児者支援課程	障害を取り巻く環境	30	
	社会福祉学	30		地域生活者への支援と実際Ⅱ	30	
	介護福祉学	30	地域・在宅支援課程	権利擁護と自己決定支援	30	
介護教育方法	30	トータルケアマネジメント課程		マネジメント論Ⅰ	30	

※科目名・時間等は、平成22年度のもので記載しています。

- 募集人員 各科目10名程度
- 出願方法 平成23年2月10日(木)～2月17日(木)(簡易書留で締切日必着)
- 選考方法 書類選考
- 合格通知 平成23年3月3日(木)以降、郵送により通知します。
- 費用 入学検定料:4,200円  
(別途、入学科・履修料が必要になります。)

◇科目等履修生度を利用すれば関心のあるテーマの科目を学ぶことができます。

◇履修した科目は、課程により入学したときに、一定の手続きで履修が免除される場合があります。

(既修得単位等認定制度)



## 募集要項の 取寄せ 方法

神奈川県立保健福祉大学実践教育センターへご連絡ください。また、神奈川県立保健福祉大学実践教育センターホームページからダウンロードできます。

<http://www.kuhs.ac.jp/center-homepage/index.htm>

〒241-0815 横浜市新区中尾1-5-1 TEL 045-366-5800  
(相模鉄道線二俣川駅下車徒歩20分又は相鉄バス「運転試験場循環」で《中尾町》下車2分)



# 教育研修のご案内



## < 自主研修 >

研修	目的・ねらい	募集人員(名)	開講期間	開講曜日	応募資格	提出書類	応募期間	受講料	受講決定	
指導・管理者養成教育	実習指導者養成教育(保健師・助産師・看護師)	70	9.1(水)~11.12(金) 38日間程度	月曜日~金曜日 及び一部土曜日・日曜日	次の①及び②の条件を満たす者 ①神奈川県内の病院等に勤務し、施設長の推薦がある者 ②保健師、助産師、看護師の資格取得後3年以上の実務経験を有し、現在病院等で実習指導を担当している者、又は今後担当する予定の者(実務経験年数は平成22年4月30日現在とする)	受講申込書 推薦書 小論文	5月6日(木)~5月17日(月) (消印有効)	無	7月上旬	
	実習指導者養成教育(介護福祉士)	30	9.1~12.10 15日間程度	原則 平日週1~2回	介護福祉士資格取得後3年以上の実務経験を有し、現在施設等で実習指導を担当している者、又は今後担当する予定の者(実務経験年数は平成22年4月30日現在とする)	受講申込書 小論文 介護福祉士登録証のコピー	5月6日(木)~5月17日(月) (消印有効)	22,000円	7月上旬	
	看護教員継続研修	A	35	7.27(火), 8.4(水) 8.9(月), 8.10(火)		看護基礎教育の専任教員である者、研修全日程に参加できることが望ましい。	受講申込書	5月17日(月)~6月4日(金) (必着)	無	6月下旬
		B	35	8.5(木) 8.6(金) 8.7(土)						
介護教員継続研修	介護教育実践能力の育成を支援する。	30	8.7(土)		・介護福祉士養成校において介護教員(専任・非常勤)である者及び高等学校福祉科教員 ・当センター教員養成課程介護教員養成コース修了者(科目等履修による修了者を含む)	受講申込書	6月7日(月)~6月25日(金) (必着)	2,000円	7月中旬	
連携・専門教育	チームケア教育	30	10.16(土) 10.30(土) 11.6(土)		資格の有無、職種に関わらず、現在、保健・医療・福祉施設等に従事し、3年以上の実務経験を有する者。(実務経験年数は平成22年9月30日現在とする)	受講申込書	8月	5,000円	9月	
	高齢者の食事・嚥下障害支援研修	40	11月~12月 (5日間程度)	平日	高齢者介護に関わっている保健医療福祉分野の従事者で、食事・嚥下の対応について課題をもっており、5日間すべて出席できる者	受講申込書	8月	10,000円程度	9月下旬	

公開講座	保健医療福祉分野の今日的な課題をテーマとして取り上げ、幅広い現任者の資質向上を図る。	150	22.10.16(土)午後	保健・医療・福祉等関係者	受講申込書	締切 10月15日	1,000円	先着順
------	--	-----	---------------	--------------	-------	--------------	--------	-----

教員免許状更新講習会	養護教諭を対象とする文部科学省認定の講習会として、最新の知識・技能の習得と今日的な教育課題についての理解を深める。	60	7.29(木) 30(金) 8.2(月) 8.3(火) 8.4(水)		(1)と(2)をともに満たす者 (1)平成21年3月31日までに授与された養護教諭免許状を持つ者 (2)平成23年3月31日又は平成24年3月31日に講習の修了確認期限を迎える者のうち、次のいずれかに該当する者 (ア)現職の養護教諭(教諭又は講師)(講習の修了確認期限までの10年以内に免許管理者が定める表彰等を受けた者を除く) (イ)現職の養護職員又は養護教員採用内定者(臨時任用職員や非常勤講師の登録者を含む) (ウ)過去に養護教員(教諭、助教諭又は講師)又は養護職員として勤務経験のある者 (エ)その他法令により受講義務がある、又は受講できる者	受講申込書	6月7日(金)~5月21日(金) (消印有効)	講習 1時間当たり 1,000円	6月下旬
------------	---	----	--	--	---	-------	----------------------------	------------------------	------



<共同企画研修>

研修	目的・ねらい	募集人員(名)	開講期間	開講曜日	応募資格	提出書類	応募期間	受講料	受講決定
学部との共同企画 子どもの食育支援研修	栄養改善、健康増進という観点から今後の管理栄養士業務のあり方を考え、子どもの食育の視点から発育・発達に応じた“たべる力”を育むための具体的な支援技術を習得する。	40	22.11～23.2 6日間	月1～2回 土曜日	次のいずれかに該当する者 ①栄養士・管理栄養士として3年以上の実務経験のある者 ②学校栄養教諭		9月1日(水)～10月21日(木) (必着)	12,000円程度	10月下旬
地域福祉コーディネーター育成企画研修	「地域福祉コーディネーター」の普及啓発やその育成支援のための研修を各地域で担う人材を養成するため、地域福祉の理念をふまえた研修プログラムの策定や展開のスキルアップを図る。	25程度		5.26(水) 6.16(水) 6.29(火)	神奈川県内に在住もしくは在勤の方で、保健福祉事務所や県内市町村、市町村社会福祉協議会、地区社協、NPO等において、「地域福祉の推進」や「地域福祉コーディネーター」の考え方の普及啓発・担い手の育成を企画し、研修実施等を行おうとしている者		5月7日(金) (必着)	無	5月中旬
相談支援従事者現任研修	障害者等の相談支援に従事する者が、障害者等の意向に基づく地域生活を実現できるよう支援するために、必要な保健、医療、福祉等のサービスの総合的な知識を習得するとともに適切な支援方法について学び、資質の向上を図る。	60		10.1(金) 26(火) 27(水)	次のいずれかに該当する者 ① 指定相談支援事業所の相談支援専門員 ② 市町村の相談支援業務担当者 等		7月	無	8月上旬
県保健福祉部との共同 子ども虐待予防研修	基本コース(2日間)	40		9.25(土) 10.2(土)	全日程に参加できる方で、次の①～④のいずれかに該当する者 ① 県内の出産施設又は新生児集中治療室(NICU)の看護職及び医師 ② 県内の保健所及び市町村保健師、助産師、看護師 ③ 県内医療機関(産科・小児科・小児救急病院)の看護職 ④ 県内で子育て支援に関わっている職種	受講申込書	7月1日(木)～7月30日(金) (必着)	無	8月下旬
	プログラム演習コース(3日間)	30		9.25(土) 10.2(土) 10.15(金)					
	フォローアップ研修	20		10.29(金)					
アレルギー研修	年々増加傾向にあるアレルギー疾患の治療や予防に関する基礎的知識を習得し、患者、家族等への対応や関連機関の連携のあり方について学ぶ。	200	7月～8月 3日間	平日	県内の保健・医療・福祉・教育の管理者・関係職員		6月	無	先着順
団体との共同 病院管理研修	病院における専門的な経営管理や医療の動向、制度等について学び、病院運営の管理・責任者を養成することにより、病院管理の充実・強化を図る。	50	9月～10月 8日間	週2日程度	病院幹部職員又は予定者		8月	有	先着順

研究基礎講座	研究概論	20	22.12月～23.3月 8日間	平日	資格の有無、職種にかかわらず、保健医療福祉の実務に従事しており、3年以上の経験を有し、実践での経験や知見を活かした研究への意欲をもつ者	受講申込書	締切 10月上旬	有	11月上旬
	質的研究方法	20						有	
	量的研究方法	20						有	

ホームページでも公開しています。  
 神奈川県立保健福祉大学実践教育センターホームページ  
<http://www.kuhs.ac.jp/center-homepage/index.htm>



平成22年度 神奈川県立保健福祉大学

実践教育センター

# 公開講義のご案内



保健・医療・福祉分野で働いている方の学びの場として、次の課程の講義を公開します。

課程名	科目名	講義名	講師名	日時	募集人員	受講資格	受講料(円)	応募期間
教員・教育担当者養成課程 看護コース	ヒューマンサービス論	スピリチュアルペイン	アルフォンス・デーケン 上智大学名誉教授	6月29日(火) 13:20~14:50	20名程度	次のいずれかを満たす者 ①保健師・助産師・看護師の資格を取得後、常勤換算で5年以上の実務経験を有する者	1,000	5月6日(木)~ 5月28日(金) (必着)
	ヒューマンサービス論	患者学について	田中 祐次 東京女子医科大学 先端生命医学研究所	12月13日(月) 9:10~12:20	20名程度	②保健・医療・福祉施設等において介護等に関する、5年以上の実務経験(常勤換算)を有する介護福祉士、社会福祉士	1,000	11月4日(木)~ 11月25日(木) (必着)
管理者養成課程 管理Ⅲ	政策論	① 保健医療福祉政策の動向と今後の管理運営	菅原 琢磨 国立保健医療科学院経営科学部 サービス評価室長	6月12日(土) 13:20~16:30	10名程度	以下の要件を満たす者 ①保健・医療・福祉施設等において5年以上の実務経験者 ②現在、施設長、副施設長、看護部長、副看護部長等の職位にある者	1,000	5月10日(月)~ 5月21日(金) (必着)
		② 政策論と政策決定のプロセス		6月26日(土) 13:20~16:30				
	経営管理・経営者論	③ マーケティングと経営戦略	富田 信世 (株)グッド・シェパード	7月10日(土) 9:10~12:20			1,000	6月7日(月)~ 6月18日(金) (必着)
	保健医療福祉組織論	④ サービスマネジメント	井部 俊子	8月28日(土) 10:50~16:30			2,000	7月26日(月)~
		⑤ 変化理論	聖路加看護大学 学長	9月4日(土) 13:20~16:30			1,000	8月6日(金) (必着)
がん患者支援課程	がん性疼痛に関する臨床薬理	麻薬の体内動態と取扱	加賀谷 肇 済生会横浜市 南部病院 薬剤部部长	7月6日(火) 9:10~12:20	5名程度	以下の要件を満たす者 ①保健師、助産師、看護師の資格を取得後、常勤換算で、5年以上の実務経験を有する者 ②通算3年以上のがん患者の看護経験を有する者	1,000	5月17日(月)~ 6月4日(金) (必着)



課程名	科目名	講義名	講師名	日時	募集人員	受講資格	受講料(円)	応募期間	
感染管理認定看護師教育課程	医療管理学	① 感染と訴訟	増田 聖子 弁護士 増田法律事務所 医療過誤問題 研究会代表	7月16日(金) 15:00~16:30	10名程度	以下の要件を満たす者 ①保健師、助産師、看護師の資格を取得後、常勤換算で、5年以上の実務経験を有する者 ②通算3年以上の感染管理に関わる活動の実績を有する者	1,000	6月7日(月) ~ 6月16日(水) (必着)	
	洗淨・消毒・滅菌と ファシリティーマネ ジメント	② 洗淨・消毒・滅菌の原則と実際	小野 和代 東京医科歯科大学 付属病院 病院感染対策室 感染管理担当 看護師長	8月3日(火) 9:10~14:50			2,000		
栄養ケア・マネジメント課程	栄養教育と地域活動	① 栄養教育	鈴木志保子 保健福祉大学 教授	7月24日(土) 9:10~12:20	10名程度	以下の要件を満たす者 ①管理栄養士の資格取得後、常勤換算(週40時間)で3年以上の実務経験を有する者 ②現在、保健・医療・福祉施設等の実務にある者	1,000	6月1日(火) ~ 6月15日(火) (必着)	
	ヒューマンサービス論	② 倫理とチーム活動	中村 丁次 保健福祉大学 学部長	10月9日(土) 10:50~12:20			1,000		9月1日(水) ~ 9月14日(火) (必着)
	ヒューマンサービス論	③ 人間栄養学	細谷 憲政 東京大学 名誉教授	10月16日(土) 10:50~12:20			1,000		

◇会場 実践教育センター 〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-5-1

TEL 045-366-5800 FAX 045-366-5803

◇受講決定 先着順 (応募者多数の場合は、選考とします。)

◇受講料の支払い 当日、現金でお支払ください。

◇申込方法 郵送(1講義につき1通)

●下記必要事項を記入した用紙をお送りください。

●返信用封筒(送付先を明記し、80円切手貼付)を同封してください。

<必要事項>

- 希望する講座の課程名
- 希望する講座の講義名
- 希望する講座の日時
- 申込者氏名
- 〒：住所
- センターから日中連絡がとれる連絡先電話番号(自宅または職場等)
- 勤務先名：住所：電話番号
- 受講資格を満たしていることを記載してください。(職種・実務経験等明記)

ホームページでも公開しています。

神奈川県立保健福祉大学実践教育センターホームページ

<http://www.kuhs.ac.jp/center-homepage/index.htm>